

三八上北国有林の地域別の森林計画書

(三八上北森林計画区)

計画期間 自 令和2年4月1日
至 令和12年3月31日

東北森林管理局

目次

I	計画の大綱.....	1
第1	森林計画区の概況.....	1
1	位置.....	1
2	自然的背景.....	1
(1)	地勢.....	1
(2)	地質及び土壌.....	1
(3)	気候.....	1
(4)	林況.....	2
3	社会経済的背景.....	2
(1)	土地利用の現況.....	2
(2)	地域産業の概要.....	2
(3)	計画区における国有林の位置付け.....	3
第2	前計画の実行結果の概要及びその評価.....	4
第3	計画樹立に当たっての基本的な考え方.....	5
II	計画事項.....	6
第1	計画の対象とする森林の区域.....	6
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項.....	7
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項... 7	
(1)	森林の整備及び保全の目標.....	7
(2)	森林の整備及び保全の基本方針.....	9
(3)	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等.....	11
2	その他必要な事項.....	11
(1)	溪畔周辺の整備・保全.....	11
第3	森林の整備に関する事項.....	12
1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）.....	12
(1)	立木の伐採（主伐）の標準的な方法.....	12
(2)	立木の標準伐期齢.....	13
2	造林に関する事項.....	14
(1)	人工造林に関する事項.....	14
(2)	天然更新に関する事項.....	15
(3)	その他必要な事項.....	15
3	間伐及び保育に関する事項.....	16
(1)	間伐の標準的な方法.....	16
(2)	保育の標準的な方法.....	16
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項.....	18
(1)	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法.....	18
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項.....	20
(1)	林道（林業専用道を含む。以下同じ。）等の開設及び改良に関する基本的	

	な考え方.....	20
(2)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方.....	20
(3)	更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法.....	21
(4)	その他必要な事項.....	21
6	森林施業の合理化に関する事項.....	22
(1)	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針.....	22
(2)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針.....	22
(3)	林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針.....	22
(4)	その他必要な事項.....	22
第4	森林の保全に関する事項.....	23
1	森林の土地の保全に関する事項.....	23
(1)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	23
(2)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法.....	24
(3)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項.....	24
2	保安施設に関する事項.....	24
(1)	保安林の整備に関する方針.....	24
(2)	保安施設地区の指定に関する方針.....	24
(3)	治山事業の実施に関する方針.....	24
(4)	その他必要な事項.....	25
3	鳥獣害の防止に関する事項.....	25
(1)	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法.....	25
(2)	その他必要な事項.....	25
4	森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項.....	26
(1)	森林病虫害等の被害対策の方針.....	26
(2)	鳥獣被害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）.....	26
(3)	林野火災の予防の方針.....	26
(4)	その他必要な事項.....	26
第5	計画量等.....	27
1	伐採立木材積.....	27
2	間伐面積.....	27
3	人工造林及び天然更新別の造林面積.....	27
4	林道の開設又は拡張に関する計画.....	28
5	保安林の整備及び治山事業に関する計画.....	29
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等.....	29
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等.....	29
(3)	実施すべき治山事業の数量.....	30

第6	その他必要な事項.....	31
別紙1	保安林の指定施業要件.....	35
別紙2	自然公園における施業の方法.....	37
別紙3	砂防指定地等の施業方法.....	38
	計画事項の別表.....	40
	(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林....	41
	(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能 又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林....	42
(附)	参考資料.....	43
1	森林計画区の概況	44
	(1) 市町村別土地面積及び森林面積.....	44
	(2) 地況（気候）	45
	(3) 土地利用の現況.....	45
	(4) 産業別生産額.....	46
	(5) 産業別就業者数.....	47
2	森林の現況	48
	(1) 齢級別森林資源表.....	48
	(2) 制限林普通林別森林資源表.....	53
	(3) 市町村別森林資源表.....	54
	(4) 制限林の種類別面積.....	57
	(5) 樹種別材積表.....	59
	(6) 荒廃地の面積.....	59
	(7) 森林の被害.....	60
3	林業の動向	61
	(1) 森林組合及び生産森林組合の現況.....	61
	(2) 林業事業体等の現況.....	63
	(3) 林業労働力の概況.....	64
	(4) 林業機械化の概況（高性能林業機械）	64
4	前期計画の実行状況	65
	(1) 伐採立木材積.....	65
	(2) 人工造林・天然更新別の面積.....	65
	(3) 林道の開設又は拡張の数量.....	65
	(4) 保安施設の数量.....	65
5	林地の異動状況（森林計画の対象森林）	66
	(1) 森林より森林以外へ異動.....	66
	(2) 森林以外より森林へ異動.....	66
6	森林資源の推移	67
	(1) 分期別伐採立木材積等.....	67
	(2) 分期別期首資源表.....	68

7	その他	70
(1)	国有林の地域別の森林計画の沿革.....	70
(2)	担当者の役職及び氏名並びに樹立に従事した期間.....	71

I 計画の大綱

第1 森林計画区の概況

1 位置

本森林計画区は青森県南東部に位置し、北は下北森林計画区、西は東青及び津軽森林計画区、南は岩手県の馬淵川上流及び久慈・閉伊川森林計画区に接し、東は太平洋に臨む、八戸市などの3市11町2村を包括する区域である。

2 自然的背景

(1) 地勢

本森林計画区は奥羽山脈の東側の山岳地帯と、下北半島、十和田及び八戸地方に発達している東部丘陵地帯に大別される。

山岳地帯は、北の端の烏帽子岳(720m)から八幡岳(1,020m)、高田大岳(1,552m)、駒ヶ峯(1,417m)、御鼻部山(1,011m)、戸来岳(1,159m)を経て、青森、岩手、秋田三県境の四角岳(1,003m)に至る奥羽脊梁山脈の東斜面にまたがっている。

一方、丘陵地帯は下北半島けい部の中央部に一部急峻地を含むが、一般に低地をなし、小川原湖をはじめとする湖沼が点在している。

主要河川は、陸奥湾に注ぐ野辺地川、三角岳及び八幡岳から小川原湖に注ぐ坪川、七戸川、十和田湖から三本木平野を経て太平洋に至る奥入瀬川、また、奥羽山脈を源流に太平洋に注ぐ五戸川、熊原川、馬淵川の各河川、さらに、日本海に注ぐ米代川上流の一部等がある。

(2) 地質及び土壌

本森林計画区の地質は、西部の山岳地帯が第三系の変朽安山岩・流紋岩等で覆われ、中央部及び東部は、第四系のローム層火山灰に、下北半島のけい部から岩手県境にかけては第四系の泥岩・砂岩からなっている。

土壌は褐色森林土が大半で、その他ポドゾル土、黒色土等が見られる。その分布は、奥羽山脈の標高の高い地帯(おおむね標高700m以上)及び下北半島けい部の山地にはポドゾル土が出現し、これらの斜面下方や広い緩斜地には褐色森林土が見られる。また、丘陵地と平野部には火山噴出物や黒色土が広く出現している。

(3) 気候

平成21年～30年の過去10年間における気象観測データでは、最高気温は36.9℃(三戸町)、最低気温は-16.6℃(十和田市)、年平均気温は10℃前後である。年間降水量はおよそ1,000～1,600mm、最深積雪量は102cm(野辺地町)で、県内では最も積雪量が少ない地域となっている。また、この地域では春の終わりから夏にかけてやませと呼ばれる冷たく湿気を帯びた偏東風が吹くことがあり、一帯を寒冷なものにしている。

(4) 林況

ア 人工林

本森林計画区の国有林の人工林面積は 30 千 ha で、立木地面積 74 千 ha の 41%を占めている。

また、人工林蓄積は 6,880 千 m^3 で、総蓄積 14,800 千 m^3 の 46%を占めており、樹種別ではスギが 65%、アカマツが 12%、カラマツが 8%となっている。

齢級別人工林面積は、下図のとおり 8 齢級～11 齢級が人工林全体の 51%を占めており、10 齢級以上の高齢級人工林の割合は 67%となっている。

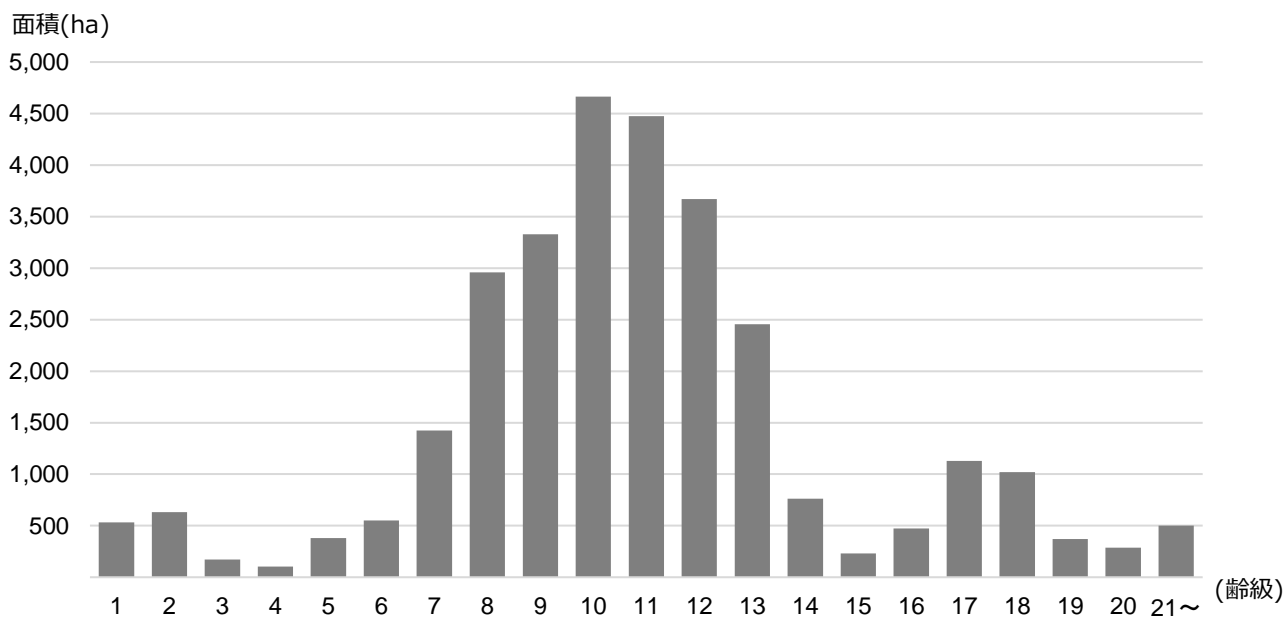


図 三八上北森林計画区の国有林の齢級別人工林面積

(注 齢級は、林齢を 5 年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を 1 年生として、1～5 年生を「1 齢級」と数える)

イ 天然林

天然林面積は 44 千 ha で、立木地面積の 59%を占めており、ヒバを主とする林分とブナを主とする林分が主体をなし、高山地帯にはダケカンバが混交したアオモリトドマツ林が見られる。このうち、ヒバを主とする林分は下北半島けい部の山地一帯及び烏帽子岳周辺に分布しており、ブナを主とする林分は奥羽山脈の山岳地帯に分布している。

3 社会経済的背景

(1) 土地利用の現況

本森林計画区の総面積は 340 千 ha で青森県の総面積の 35%を占めている。土地利用状況は、森林が 189 千 ha で本計画区面積の 55%を占め、農地が 19% (水田 9%)、その他が 25%となっている。

(2) 地域産業の概要

本森林計画区の就業者総数は 242 千人で、その産業別の割合は第 1 次産業が 10%、第 2 次

産業が 23%、第 3 次産業が 64%である。

総生産額は約 2 兆 732 億円で、その産業別の割合は第 1 次産業が 5%、第 2 次産業が 35%、第 3 次産業が 60%である。

なお、第 1 次産業に占める林業の割合は、就業者数で 3%、生産額では 2%となっている。

(3) 計画区における国有林の位置付け

本森林計画区の国有林面積は 79 千 ha で、計画区内の土地面積 340 千 ha の 23%、森林面積 189 千 ha の 42%を占めている。

青森県内にある 4 計画の中で、東青森林計画区に次いで国有林面積が小さい地域であるが、本森林計画区の国有林の 81%が保安林に指定されており、水源涵養や土砂流出防備等に重要な役割を果たしている。本計画区には県内でも工業の集積度の高い八戸市が位置しており、この工業地域への水源としての役割を果たしている。

また、本計画区の国有林には十和田八幡平国立公園をはじめとする森林景観の優れた地域や森林レクリエーションの適地も多く、地域の保健休養の場として国有林が広く活用されている。

更に、本計画区には、大手製紙工場や、大型木材加工施設があることから、地域への林産物供給の役割も担っている。



【睡蓮沼から望む高田大岳（十和田市）】

第2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半5ヵ年（平成27年度～令和元年度）の実行結果の概要については、次のとおりである。（令和元年度は実行予定を計上している。）

主伐については、官行造林の伐期延長等により、計画を下回る実績となった。

間伐については、おおむね計画どおりの実績となった。

人工造林については、予定していた分収育林・分収造林等の入札不調及び伐期延長があったことに加えて、計画期間の後期に立木販売をした箇所の更新発生が第六次計画に持ち越しになったことにより、計画を下回る実績となった。

天然更新については、伐採取りやめ及び天然更新の完了が第六次計画に持ち越しになったこと等により、計画をやや下回る実績となった。

林道等の開設については、豪雨等の自然災害による災害箇所の拡張（改良）に優先的に対応したため、計画を下回る実績となった。

治山事業については、豪雨等の自然災害による災害箇所の復旧に優先的に対応したため、計画を下回る実績となった。

○ 前計画の前半5ヵ年の実行結果の概要

	計 画	実 行
伐採立木材積	1,148 千m ³	939 千m ³ (82)
主伐	599 千m ³	417 千m ³ (70)
間伐	548 千m ³	521 千m ³ (95)
造林面積	1,073ha	687ha (64)
人工造林	932ha	571ha (61)
天然更新	141ha	116ha (82)
林道等の開設又は拡張	開設： 37km 拡張： -km	開設： 7.9km (21) 拡張： -km
保安林等の整備	指定： - ha 解除： 2 ha	指定： - ha 解除： 2 ha
水源かん養	指定： - ha 解除： 2 ha	指定： - ha 解除： 2 ha
災害防備	指定： - ha 解除： -ha	指定： - ha 解除： - ha
保健、風致の保存等	指定： - ha 解除： 0 ha	指定： - ha 解除： - ha
治山事業	20 地区	14 地区

注1 () 内の数値は計画量に対する実行量の割合 (%) である。

注2 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも合致しない。

第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化防止、木材等の物質生産等の多面的機能を有しており、その発揮を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するとともに、また、木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びついているなど、国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」である。

とりわけ、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が主伐期を迎え、充実した森林資源を活用するとともに計画的に再造成すべき段階を迎えている。森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るために、適切な主伐・再造林を推進し、森林資源を有効に活用しながら、人工林の齢級構成の平準化を図るとともに、森林の現況、自然条件及び社会的条件、国民のニーズ等を踏まえつつ、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進め、望ましい森林の姿を目指すこととする。

その際、全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林をバランス良く配置するよう努めることとする。

さらに、これらの森林の整備及び保全の展開基盤として、路網整備の推進等の条件整備に取り組むことに努めることとする。

本計画においては、このような基本的な考え方に沿って、森林の整備及び保全の目標、森林施業に関する指針や路網整備に関する目標等森林の整備に関する事項、治山や森林の保護の方針等森林の保全に関する事項を明らかにすることとする。

なお、計画の樹立に当たっては、全国森林計画の計画事項に即しつつ、本森林計画区の特徴及び森林・林業等に関する諸施策の実施状況等を考慮し、民有林・国有林間での一層の連携強化のもと、その効率的な実行が図られるものとなるよう配慮する。

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

本計画の対象とする森林面積は下表のとおりである。

○ 市町村別面積

単位 面積：ha

市 町 村	面 積	備 考
総 数	78,558.35	三八上北森林管理署
十和田市	28,027.95	三八上北森林管理署
三沢市	118.64	三八上北森林管理署
野辺地町	1,946.92	三八上北森林管理署
七戸町	14,663.52	三八上北森林管理署
横浜町	5,042.36	三八上北森林管理署
東北町	5,782.46	三八上北森林管理署
六ヶ所村	8,208.78	三八上北森林管理署
三戸町	1,550.13	三八上北森林管理署
田子町	9,798.58	三八上北森林管理署
南部町	72.80	三八上北森林管理署
階上町	95.13	三八上北森林管理署
新郷村	3,251.08	三八上北森林管理署

注1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。

2 森林計画図の縦覧場所は、東北森林管理局計画課及び三八上北森林管理署とする。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

本森林計画区の国有林においては、流域における農業その他経済活動の基盤となる安定的な水資源の確保に資するよう、全面的に水源涵養機能の維持増進を図ることとする。そのため、育成単層林については、間伐等を適切に実施し、健全な森林の育成に努めるとともに、花粉発生源対策や自然条件に応じた育成複層林への誘導を推進することとする。また、地質的に弱い地域等においては、特に山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進に配慮した森林整備や地質、気候等の地域の特性に応じた治山施設の整備を推進することとする。さらに、海岸林については防風、防潮等に資するよう快適環境形成機能の維持増進に配慮した森林整備を推進することとする。

また、本森林計画区の国有林は原生的あるいは優れた景観を有し、十和田湖や奥入瀬溪流に代表される十和田八幡平国立公園や国指定十和田鳥獣保護区特別保護地区に指定されている。そのため、登山等の森林を利用したレクリエーションや温泉等の保健休養の場として多くの人々に利用され、また貴重な野生動植物が多く生育・生息している森林も多く、このような森林においては、特に保健・レクリエーション機能及び生物多様性保全機能の維持増進に配慮して整備・保全していくこととする。

併せて、木材等生産機能については、上記の適切な施業の結果得られる木材を安定供給体制の整備等の施策の推進に寄与するよう計画的に供給することにより発揮することとする。

以上の目標の実現を図るに当たり、森林の有する各機能について、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりである。

(水源涵養機能)

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。



【十和田湖（十和田市）】

(山地災害防止機能／土壤保全機能)

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。



【谷止工（十和田市）】

(快適環境形成機能)

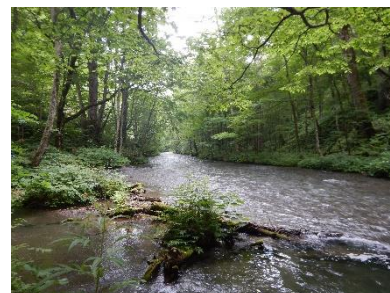
大気の浄化、騒音、飛砂や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や粉塵等の汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。



【三沢海岸（三沢市）】

(保健・レクリエーション機能)

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、国民に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。



【奥入瀬溪流（十和田市）】

(文化機能)

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林。



【葛沼（十和田市）】

(生物多様性保全機能)

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林及び陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。



【八甲田山生物群集保護林（十和田市）】

(木材等生産機能)

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。



【室ノ久保地区（六ヶ所村）】

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少等の社会的情勢の変化に加え、資源の循環利用を通じた花粉発生源対策の推進の必要性も考慮しつつ、適切な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。また、これらを踏まえ森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施やリモートセンシング及び森林GISの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

森林の有するこれらの機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を下表のとおり定める。

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能／土壌保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
快適環境形成機能	<p>国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
生物多様性保全機能	<p>森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>
木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

○ 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

単位 面積：ha、蓄積：m³/ha

		現 況	計画期末
面積	育成単層林 森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為 ^{※1} により成立させ維持される森林	29,455.12	27,884.78
	育成複層林 森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層 ^{※2} を構成する森林として人為により成立させ維持される森林	3,683.23	4,236.35
	天然生林 ^{※3} 主として天然力 ^{※4} を活用することにより成立させ維持される森林	41,248.93	41,684.18
森林蓄積 (ha 当たり)		198.96	210.37

※1 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表のかきおこし・刈払い等）、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

※2 「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生じるもの。

※3 「天然生林」には、未立木地、竹林等を含む。

※4 「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。

2 その他必要な事項

(1) 溪畔周辺の整備・保全

溪流沿いや湖沼の周囲等溪畔周辺は、流域全体の生物多様性の保全に大きく貢献し、水系への土砂流出の抑制等公益的機能の発揮上重要な役割を果たしていることから、溪畔周辺の保全及びその機能や役割の維持・増進が図られるよう、本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性の確保に努めることとする。

第3 森林の整備に関する事項

森林施業を実施するに当たっては、第2の1に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

また、施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行うとともに、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。さらに、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行うこととする。

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐については、森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを旨とし、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特長、木材需要構造、森林の構成等を勘案しつつ、以下を標準的な方法として実施することとする。

ア 育成単層林に導くための施業を行う森林

人工造林、ぼう芽更新又は天然下種更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

（ア）主伐に当たっては、自然条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮することとする。1箇所当たりの伐採面積の限度は、おおむね5ha以下（法令等による伐採面積の上限が5ha以下で指定されている場合にあつてはその制限の範囲内）とする。ただし、分収林等の契約に基づく森林は契約内容による。また、林地保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

（イ）主伐の時期については、立木の標準伐期齢以上とし、地域の森林構成を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、適切な林齢で伐採することとする。

また、伐期の長期化を行う場合は、標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行うこととする。

（ウ）天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

イ 育成複層林に導くための施業を行う森林

人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

なお、主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造を勘案して行うこととする。また、下層木の生育条件等を踏まえ、帯状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮することとする。

(ア) 択伐による場合は、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率及び繰り返し期間によることとする。

(イ) 複層伐による場合は、伐採率、伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮することとする。

(ウ) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

ウ 天然生林に導くための施業を行う森林

気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

(ア) 主伐に当たっては、イの主伐についての留意事項によることとする。

(イ) 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うこととする。

(2) 立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案し、樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として下表のとおり定める。

単位 林齢：年

地 区	樹 種				
	スギ	アカマツ・ クロマツ	カラマツ	その他針葉樹	広葉樹
全 域	45	40	40	55	30

注 標準伐期齢は、立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定め、保安林の伐採規制等に用いられる。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する事項

人工造林については、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

ア 人工造林の対象樹種

人工造林における造林すべき樹種は、適地適木を原則とし、気候、地形、土壌等の自然条件を適確に把握した上で、既往の造林実績及び林産物の需要動向等を勘案して、現地の状況に最も適合した樹種を選定することとする。

イ 人工造林の標準的な方法

(ア) 地拵

林地の保護及び地力の維持を図るため、末木枝条の存置状況、植生、地形等に応じ、地拵を行わないことも考慮に入れつつ、適切な作業方法により効率的な実施に努める。

アカマツ等の有用天然木の稚幼樹が群状に生育している場合は、これを育成していくこととする。

(イ) 植付

気象条件及び苗木の生理に十分配慮しつつ、苗木の適正な管理を行うとともに、適期適作業に徹し、確実な活着と旺盛な成長が期待できるよう実施する。

なお、乾燥に強く、植栽工期を削減できる等の特性を持つコンテナ苗及び花粉症対策苗を優先して使用する。

(ウ) 植栽本数

人工造林における植栽本数は、下表を目安とするが、地位等の立地条件及び有用天然木の稚幼樹の成立状況等に応じて調整するほか、効率的な施業実施の観点からも、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとし、もって人工造林の低コスト化に努めることとする。

ただし、保安林で植栽指定のある場合は、その指定本数以上とする。

なお、複層林施業については、上記の本数に複層伐の伐採率を乗じて得られる本数とする。

単位：本/ha

樹種	植栽本数
スギ	2,000～3,000
カラマツ	1,500～2,500
ヒノキ	2,500～3,000
ヒバ	1,500～3,000

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

公益的機能の維持、早期回復を図るため、人工造林によるものについては、原則として

2年以内とする。

(2) 天然更新に関する事項

ア 天然更新の対象樹種

天然更新補助作業の対象樹種は、ヒバ、アカマツ、ブナ等の有用天然木とする。

イ 天然更新の標準的な方法

更新を確保し、成林させるため、地表処理、刈出し、植込み等の更新補助作業を実施することが必要かつ適当な森林については、それぞれの森林の状況に応じた方法により、施業を行うこととする。

また、天然更新完了確認調査において、更新完了の目途が立たないと判断される場合は、刈出し等の更新補助作業を行うなど必要な措置を講ずることとする。

(ア) 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により天然更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととする。

(イ) 刈出し

ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。

(ウ) 植込み

天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。

(3) その他必要な事項

主伐後の着実な再生林を図るため、上記のほか、伐採から植栽までを一体的に行う効率的な作業システム（一貫作業システム）の導入や、コンテナ苗や成長の優れた苗の採用等により効率的な森林施業を推進することとする。

また、更新に当たっては、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽に努めることとする。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法

ア 間伐の方法

間伐の方法は、列状間伐又は単木的に選木を行う定性間伐とするが、間伐の効率性や作業の安全性を考慮し、原則として列状間伐によることとする。

イ 間伐の時期

間伐は、林冠が閉鎖して林木相互間の競争による優劣が生じた時期から行うものとするが、その目安は上層木の樹高がおおむね9 m、かつ収量比数がスギで0.60以上、アカマツで0.70以上、カラマツで0.65以上とする。

ただし、林分状況や近隣林分の間伐の実施状況等を踏まえ、間伐を実施することが適切と判断される場合は、これらの目安に満たない林分においても、間伐の実施について考慮することとする。

ウ 間伐の繰り返し期間

間伐の繰り返し期間の目安は、おおむね10年（ただし、カラマツにあつては8年）とするが、経過年数のみで判断せず、林冠が再び閉鎖する期間と間伐効果が成長に及ぼす期間を考慮して決定することとする。

エ 最終間伐の時期

主伐予定時期のおおむね10年前（ただし、カラマツにあつては8年前）とする。

オ 間伐率

材積間伐率は35%を超えないものとする。

なお、保安林指定施業要件等、法令により間伐率に制限が定められている場合は、その範囲内とする。

(2) 保育の標準的な方法

林木の保育は、健全な森林を確実に造成することを目的とし、その標準的な方法は以下のとおりとする。なお、その実施に当たっては画一性を排し、造林木の生育状況等現地の実態に即した効果的な作業の時期、回数、方法、施業の省力化等を十分検討の上、適切に行うこととする。

ア 作業方法

(ア) 下刈

造林木の生育状況及び植生の状況等現地の実態により適切な作業方法（全刈り、筋刈り、坪刈り等）を採用し、効率的な作業を行うこととし、下刈は造林木の高さが雑草木の高さに満たない場合に実施し、造林木の高さが雑草木と同等以上の場合は作業を見合わせる。下刈終期の目安は樹種、植生の種類によって異なるが、造林木の高さが雑草木

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法については、以下の考え方に従い、別表1（p.41 参照）のとおり定める。

ア 公益的機能別施業森林の区域

① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等についてはこの限りでない。

② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

(ア) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能／土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等についてはこの限りでない。

(イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。

(ウ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等についてはこの限りでない。

イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内における施業の方法

当該区域内における施業の方法は、伐期の間隔の拡大とともに伐採面積の縮小・分散を図ることを基本として、下層植生の維持（育成複層林施業にあっては下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、対象森林に関する自然条件及び社会的条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業を推進することとする。

② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内における施業の方法
当該区域内における施業の方法は、それぞれの区域の機能に応じて森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を選択することとする。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道（林業専用道を含む。以下同じ。）等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等の開設及び改良については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

また、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じて、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

○ 基幹路網の現状

単位 延長：km

	路線数	延長
基幹路網	203	598.38
うち林業専用道を含む路線	11	19.88

注1 基幹路網は自動車道、軽車道の計である。

注2 現状については、平成31年3月31日現在の数値である。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

高性能林業機械を含む機械作業システムの導入を推進するとともに、効率的な森林施業に資するため、下表に示す路網密度を目安に森林作業道と一体となった路網整備を一層推進する。

○ 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	75以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	25以上
急傾斜地（30°～35°）	車両系作業システム	60以上	15以上
	架線系作業システム	15以上	15以上
急峻地（35°～）	架線系作業システム	5以上	5以上

注1 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワードダ等を活用する。

注2 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法

該当なし。

(4) その他必要な事項

林道等の開設に当たっては、林地の保全に留意するとともに、民有林と連絡調整を図りつつ、公道、民有林林道の配置状況等を勘案して路網の整備に努めることとする。

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

森林の流域管理システムの確立及び国有林野事業における事業の民間実行の徹底を図る上で、合理的かつ効率的な事業規模、機械装備等を有し、適切な生産管理に取り組むなど経営感覚に優れた林業事業体の育成・強化が重要である。

このため、林業事業体の体質強化、高性能林業機械の開発・導入、林業労働者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林政施策の充実とあいまって、国有林野事業としても次の方策により林業事業体の経営基盤の強化を図るとともに、これらを通じて優れた林業労働者の確保に資することとする。

ア 事業の計画的・安定的な発注等により経営の安定化を図る。

イ 事業主への契約時における労働安全衛生対策に関する法令等遵守の指導、就労条件の改善への配慮等を行うとともに、森林施業の多様化等に対応した実行体制を確保しうよう施工管理体制の確立に関する指導や技術指導等を行う。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

作業システムの高度化については、森林施業の効率化や労働災害の減少等に資する高性能林業機械の導入が重要であり、これまで国有林・民有林が連携してその普及に努めた結果、高性能林業機械を活用した作業システムへの移行労働生産性の向上、生産コストの縮減にいたるものの、さらなるコスト縮減等に向けて、今後も継続して普及に努めていく必要がある。

このため、民有林関係者と連携を図りつつ、現地検討会等を通じた高性能林業機械を含む機械作業システムの指導・普及、オペレーターを養成するための研修フィールドの提供に取り組むほか、路網の整備、事業規模の確保に配慮した請負事業の発注に努め、林業事業体の高性能林業機械導入の促進に寄与するよう努めることとする。

(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

システムによる販売等を通じて木材の計画的、安定的な供給や供給ロットの拡大に努め、木材の安定的取引関係の確立等による流通・加工コストの低減に寄与し、需要者のニーズに即した製品を供給し得る体制の確立に民有林と連携しながら取り組むこととする。

(4) その他必要な事項

森林経営管理制度の導入により、民有林において、森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託することとなっていることから、国有林野事業としても、事業委託に際してはこうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮するなど、意欲と能力のある林業経営者の育成に取り組むとともに、自ら森林経営を実施する市町村を支援するため、現地検討会の開催等を通じて森林・林業技術の普及や情報提供に取り組む。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積	留 意 す べ き 事 項	備 考
市 町 村	区 域 (林班)			
総 数		62,994.82	1 保安林等については、指定の目的の達成に必要な施業を行う。 2 立木の伐採に当たっては、山地災害防止機能等に支障を及ぼすことのないよう留意する。土地の形質変更は極力行わない。やむを得ず行う場合は、必要最小限の規模とし、土砂の流出の防止等の施設を設けるなど林地の保全に十分留意するものとする。	
十和田市	1～6, 8～29, 31～102, 105, 108～123, 125～136, 139～144, 156 (深) 1, (蔭) 1	27,451.94		
野辺地町	1072～1077, 1079, 1103, 1322～1323, 1326～1330, 1343	1,223.59		
七戸町	1401～1454, 1506～1527	14,204.14		
横浜町	2088, 2089, 2407	227.22		
東北町	1056～1071, 1261, 1281, 1282, 1305～1309, 1312～1314, 1322～1325, 1344～1351	2,706.53		
六ヶ所村	1213, 2001～2012, 2016, 2024～2037, 2039, 2041, 2045, 2046, 2140, 2202～2204, 2208	2,739.51		
三戸町	583～590, 594～598, (湯) 1～2	1,387.74		
田子町	501～557, 559～561, 564～574, 576～580, 582, (田) 11, 12, 16～20 (遠) 1～3	9,745.11		
南部町	(大) 1	72.80		
新郷村	592～593, 599, 601, 603～605, 607～621 (新) 1～4, (開) 1	3,236.24		

注 () 書きは官行造林地で契約者等名称は下記のとおり

(蔭) 十和田市蔭沢 (深) 十和田市深持財産区 (湯) 三戸町湯ノ沢・千俵山
(田) 田子町 (遠) 遠瀬・滝沢出口 (本宮宏) (新) 新郷村
(大) 南部町大向生産森林組合 (開) 新郷開拓農業協同組合

- (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

該当なし。

- (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に十分に留意することとし、地形及び地質等の条件、土地の形質変更の目的及び内容を勘案して、実施地区の選定を行うこととする。

土石の切取、盛土を行う場合には、法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設又は、排水施設等を設けることとする。また、その他の土地の形質の変更を行う場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等適切な保全措置を講ずることとする。

2 保安施設に関する事項

- (1) 保安林の整備に関する方針

本森林計画区における森林に関する自然条件、社会的要請及び保安林の配備状況を踏まえ、特に公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林として適切に管理・保全していくこととする。

また、第3の4で定める公益的機能別施業森林の区域については、その機能を十分に発揮できるよう、必要に応じて保安林の指定施業要件の見直しを行うこととする。

- (2) 保安施設地区の指定に関する方針

保安施設地区については、水源の涵養、災害の防備の目的を達成するため、森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う必要があると認めるときに指定することとする。

- (3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図ることとする。近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていること及び山腹崩壊等に伴う流木災害が顕在化していることを踏まえ、山地災害による被害を未然に防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、治山施設等の設置と保安林の整備を推進することとする。また、流木対策としては、流木捕捉式治山ダムの設置や根系等の発達を促す間伐等の森林整備に取り組むこととする。なお、治山事業の実施に当たっては、土砂流出防備等の機能の十全な発揮を図る観点から、保安林による伐採等に対する規制措置との一体的な運用に努めることとする。

また、ダム上流等の重要な水源地や集落の水源地となっている保安林については、浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林の維持・造成を推進することとする。

加えて、流域保全の観点からの関係機関との連携や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じた効果的な治山対策を講ずることとする。

(4) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、保安林台帳の調整、標識の設置、巡視等を適正に行うほか、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況等に関する情報の総合的な管理を推進することとする。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

該当なし。

(2) その他必要な事項

該当なし。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等の被害対策については、保護樹帯の設置、適切な保育の実行等により病虫害等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備等、被害の未然防止に努めるとともに、早期発見及び早期駆除に努め、日常の管理を通じて適時適切に行うこととする。

特に、松くい虫及びナラ枯れ被害については、重点的に巡視を行い早期発見に努めるとともに、適切な防除対策の推進を図ることとする。

(2) 鳥獣被害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

鳥獣による被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林被害の把握に努め、関係機関と連携して広域的な対策を総合的かつ効果的に推進することとする。

特に、ニホンジカについては近年その生息域が拡大しており、青森県内においても定着しているとの情報もある。このため、森林の有する公益的機能への影響を踏まえ、地方公共団体等との連携を図りつつ、生息状況や被害の動向、地域の実情により必要に応じて、防護柵の設置若しくは維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等の植栽木等の保護措置又はわな捕獲（囲いわな等によるものをいう。）等の捕獲による被害防止対策に取り組むこととする。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、地元住民、地方公共団体、ボランティア等との連携を図り、林野巡視、山火事警防等を適時適切に実施することとする。

(4) その他必要な事項

国民の森林及び林業に対する理解と関心を深めるため、森林の面積、管理状況等を勘案して、林内歩道等の整備を図るとともに、森林の保護思想の普及のための標識設置等を行うこととする。

第5 計画量等

1 伐採立木材積

単位 材積：千m³

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	1,727 (491)	1,601 (491)	125 (0)	550 (478)	496 (478)	54 (0)	1,177 (13)	1,106 (13)	71 (0)
前半5カ年の計画量	765 (420)	689 (420)	77 (0)	224 (411)	181 (411)	43 (0)	541 (9)	508 (9)	33 (0)

注1 各区分、下段の()内が契約に基づく伐採材積、上段がそれ以外の伐採材積を表す。

注2 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも合致しない。

2 間伐面積

単位 面積：ha

区分	間伐面積
総数	15,287
前半5カ年の計画量	8,606

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区分	人工造林	天然更新
総数	2,136	945
前半5カ年の計画面積	1,089	462

4 林道の開設又は拡張に関する計画

単位 延長：km 面積：ha

開設／ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	対 図 番 号	備考	
開設	自動 車道	林業 専用道	十和田市	小増沢	0.5	47	○	1		
				月日山	1.0	20		2		
				二ノ沢	2.0	62		3		
				小尻沢	2.6	76		4		
				鍋倉沢	0.9	23		5		
			小計	5 路線	7.0	229.0				
			七戸町	二百平	1.5	46	○	6		
			小計	1 路線	1.5	46.0				
			横浜町	ドンドリ沢	1.0	36	○	7		
			小計	1 路線	1.0	36.4				
			六ヶ所村	本カクハシ沢	1.6	17	○	8		
				大亀沢第二	1.9	30	○	9		
				北ノ沢	1.0	49		10		
			小計	3 路線	4.5	95.9				
			田子町	大川目	1.5	82		11		
				栃坂	1.6	24		12		
			小計	2 路線	3.1	105.5				
			新郷村	岡奴	2.5	112	○	13		
				ヤスノ沢	1.0	23		14		
			小計	2 路線	3.5	134.7				
合計				14 路線	20.5	647				
前半5カ年の計画量				6 路線	8.9					
拡張	自動 車道 (改良)	林道	野辺地町	枇杷野	0.0		○			
合計				1 路線	0.0	0				
前半5カ年の計画量				1 路線	0.0					

注 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも合致しない。

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積		備考
		前半5カ年の 計画面積	
総数(実面積)	62,377.71	62,377.71	
水源涵養のための保安林	57,231.94	57,231.94	
災害防備のための保安林	4,645.57	4,645.57	
保健、風致の保存等のための保安林	500.20	500.20	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に合致しない。

② 計画期間内において保安の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

該当なし。

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

該当なし。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし。

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業施工地区数		主な工種	備考
市町村	区 域(林 班)		前半5カ年の計画		
十和田市	10, 38, 39, 40, 41, 85, 89, 114, 115, 143	10	9	溪間工 山腹工 杭打工 集水井工 本数調整伐	
三沢市	155	1	1	植栽工 本数調整伐	
七戸町	1402, 1410, 1411, 1412, 1413, 1416, 1417, 1420, 1431, 1442, 1508, 1521	12	3	溪間工 本数調整伐	
六ヶ所村	1134, 1135, 2140	3	3	本数調整伐	
三戸町	598	1	0	本数調整伐	
田子町	501, 504, 512, 513, 518, 522, 523, 525, 545, 547, 567, 568	12	1	溪間工 本数調整伐	
合計		39	17		

第6 その他必要な事項

○ 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位 面積 : ha

種類	市町村	区域 (林班)	面積	施業方法	備考 (重複制限林)
水かん	十和田市	1~6, 8~29, 31~102, 105, 108~123, 125~136, 139~144, 156 (深) 1	27, 142. 86	別紙1のとおり	土流 694. 18 保健 6, 729. 69 砂指 270. 90 国特保 4, 984. 38 国特1 3, 125. 24 国特2 3, 344. 16 国特3 5, 012. 09 鳥保特 6, 191. 98 特史跡 4, 898. 34
	野辺地町	1072, 1073, 1075~1077, 1079, 1103, 1322, 1323, 1326~1330, 1343	1, 180. 33		
	七戸町	1401~1454, 1506~1527	14, 072. 17		砂指 177. 92
	東北町	1056~1062, 1066~1071, 1281, 1282, 1305~1309, 1312~1314, 1322~1325, 1344~1351	2, 217. 08		土流 27. 57 保健 94. 44 砂指 0. 12
	六ヶ所村	2004, 2007~2011, 2203, 2204	703. 86		
	三戸町	583~586, 588~590, 594~598 (湯) 1, 2	1, 285. 80		保健 70. 94
	田子町	501~557, 559~561, 564~574, 576~580, 582 (遠) 1~3, (田) 11~12, 16~20	8, 939. 54		保健 154. 97 砂指 292. 60
	南部町	(大) 1	72. 80		県特1 2. 57 県特3 70. 23
	新郷村	592, 593, 599, 601, 603~605, 607~621 (新) 1~4, (開) 1	2, 633. 86		保健 310. 68 砂指 78. 23
	小計		58, 248. 30		
土流	十和田市	1~3 (蔭) 1	782. 43	水かん 694. 18 砂指 21. 53	
	横浜町	2088, 2089	125. 83		
	東北町	1062~1065	471. 00	水かん 27. 57	
	六ヶ所村	2001~2006, 2039, 2041, 2046	559. 75		
	田子町	505, 506, 508, 510, 511, 520, 521, 532~536	681. 70	砂指 54. 72	
	新郷村	607, 608, 612, 613, 616, 619, 620	571. 42	県環特 194. 79	
	小計		3, 192. 13		

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域(林班)			
土崩	六ヶ所村	2045	33.64	別紙1のとおり	
	田子町	510, 515, 516, 518~520, 525, 526, 531, 537, 553	60.77		砂指 2.81
	新郷村	592	1.63		
	小計		96.04		
防風	三沢市	155	84.97		
	六ヶ所村	1134, 1135, 2140, 2141, 2201	542.42		保健 41.72
	小計		627.39		
干害	六ヶ所村	2001~2003, 2005, 2006, 2024~2037	1410.09		
	三戸町	587	81.38		
	小計		1491.47		
保健	十和田市	32, 33, 46, 51~59, 62~66~71, 73~75, 77, 78, 81, 86, 102, 105, 108, 110, 111~114~117, 120, 127, 128, 130, 156	6849.71	水かん 6729.69 風致 102.66 砂指 8.78 鳥保特 5459.65 特史跡 3647.91	
	野辺地町	1072, 1074, 1075	303.41	砂指 6.94	
	東北町	1068	94.44	水かん 94.44	
	六ヶ所村	2140	41.72	防風 41.72	
	三戸町	583, 598	70.94	水かん 70.94	
	田子町	543	154.97	水かん 154.97	
	新郷村	601, 604, 605	310.68	水かん 310.68	
	小計		7825.87		
	風致	十和田市	66	102.66	保健 102.66 鳥保特 102.66 特史跡 102.66
	小計		102.66		
計			71583.86		

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域(林班)			
砂指	十和田市	1~4, 9, 17~19, 31~35, 37, 38, 42, 44, 46~48, 59, 60, 62, 66, 71~77, 79, 92, 93, 96, 98~101, 109, 112~116, 119, 122, 125, 129, 135, 142, 143	344.41	別紙3のとおり	水かん 270.90 土流 21.53 保健 8.78 鳥保特 39.96 特史跡 33.75
	野辺地町	1072~1075	13.72		保健 6.94
	七戸町	1404~1417, 1419~1421, 1435, 1438, 1442, 1447, 1506~1512, 1515, 1518~1523, 1525, 1526	190.32		水かん 177.92
	東北町	1070, 1071	2.76		水かん 0.12
	六ヶ所村	2012, 2202	2.55		
	田子町	501, 503~511, 514~521, 528~536, 539, 543, 546~552, 554, 555, 567, 569	355.63		水かん 292.60 土流 54.72 土崩 2.81
	新郷村	607, 608, 611~613, 618~621	80.14		水かん 78.23
	計		989.53		
国特保	十和田市	32, 33, 46, 51~57, 64, 66, 68~72, 76, 79, 82, 85, 89~92, 95, 96, 105, 108, 110, 111, 116, 117, 120, 127, 128, 130, 156	5,122.06	別紙2のとおり	水かん 4,984.38 保健 4,848.69 風致 102.66
	小計		5,122.06		
国特1	十和田市	57~59, 62, 64~67, 69, 73~75, 78, 102, 113~117, 119, 120, 126	3,206.36		水かん 3,125.24 保健 1,913.42
	小計		3,206.36		
国特2	十和田市	50, 55, 56, 60~63, 65~67, 69, 70, 77, 81, 86~88, 90, 91, 94, 95, 108~113, 118, 119, 127, 128, 130	3,386.07		水かん 3,344.16 保健 85.09
	小計		3,386.07		
国特3	十和田市	32, 52, 53, 60, 62, 65, 66, 72~89, 92~94, 96~102, 105, 109, 112, 113 (奥) 2	5,157.73		水かん 5,012.09 保健 2.51
	小計		5,157.73		5,014.60
計		16,872.22			
県特1	南部町	(大) 1	2.57	別紙2のとおり	水かん 2.57
	小計		2.57		
県特3	南部町	(大) 1	70.23		
	階上町	(島) 2	27.00		
	小計		97.23		
計		99.80			

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)		
	市町村	区域(林班)					
県特1	南部町	(大) 1	2.57	別紙2のとおり	水かん 2.57		
	小計		2.57				
県特3	南部町	(大) 1	70.23				
	階上町	(島) 2	27.00				
	小計		97.23				
計			99.80				
県環特	新郷村	607, 612, 613, 616, 619, 620	194.99		別紙3のとおり		
	小計		194.99				
計			194.99				
鳥保特	十和田市	54, 57~59~64~66~68, 111, 114~115~116~117, 120, 156	6,399.22				水かん 6,191.98 保健 5,459.65 風致 102.66 砂指 39.96 特史跡 2,700.56
計			6,399.22				
特史跡	十和田市	32~33~46~51~59~60~62~65~66~71~72~76, 79~82, 85, 89, 92~96~156	5,027.86			水かん 4,898.34 保健 3,647.91 風致 102.66 砂指 31.88 鳥保特 2,698.69	
計			5,027.86				
特母樹	東北町	1092	2.22				
計			2.22				

注1 種類及び備考欄の重複制限林の略称は、以下のとおり。

水かん＝水源かん養保安林	国特保＝国立公園特別保護地区
土流＝土砂流出防備保安林	国特1＝国立公園第1種特別地域
土崩＝土砂崩壊防備保安林	国特2＝国立公園第2種特別地域
干害＝干害防備保安林	国特3＝国立公園第3種特別地域
風致＝風致保安林	県特1＝県立自然公園第1種特別地域
保健＝保健保安林	県特3＝県立自然公園第3種特別地域
防風＝防風保安林	県環特＝県自然環境保全地域特別地区
砂指＝砂防指定地	鳥保特＝鳥獣保護区特別保護地区
	特史跡＝特別史跡名勝天然記念物
	特母樹＝特別母樹林

2 () 書きは官行造林地で契約者等名称は以下のとおり。

(深) 十和田市深特財産区	(貝) 三戸町貝守財産区
(蛇) 三戸町蛇沼財産区	(湯) 三戸町湯ノ沢・千俵山
(遠) 遠瀬・滝沢出口(本宮宏)	(田) 田子町
(大) 南部町大向生産森林組合	(新) 新郷村
(開) 新郷開拓農業協同組合	(蔭) 十和田市蔭沢
(奥) 十和田市奥瀬財産区	(島) 階上町南郷島守財産区

別紙1 保安林の指定施業要件

事 項	基 準
<p>1 伐採の方法</p>	<p>1 主伐に係るもの</p> <p>(1) 水源のかん養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、伐採種の指定をしない。</p> <p>(2) 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、択伐による。</p> <p>(3) なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。</p> <p>(4) 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>2 間伐に係るもの</p> <p>(1) 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。</p> <p>(2) 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。</p>
<p>2 伐採の限度</p>	<p>1 主伐に係るもの</p> <p>(1) 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。</p> <p>(2) 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。</p> <p>(3) 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則としてその保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。</p>

事 項	基 準
2 伐採の限度	<p>(4) 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。</p> <p>2 間伐に係るもの 伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号2(1)の樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。</p>
3 植 栽	<p>1 方法に係るもの 満1年以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>2 期間に係るもの 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3 樹種に係るもの 保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>

別紙2 自然公園における施業の方法

区 分	施 業 の 方 法
特 別 保護地区	森林の施業に関する制限について、環境大臣はそれぞれの地区につき農林水産大臣と協議して定めるものとする。
第 1 種 特別地域	<p>1 禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。</p> <p>2 単木択伐法は、次の規定により行う。</p> <p>(1) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。</p> <p>(2) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。</p>
第 2 種 特別地域	<p>1 択伐法によるものとする。ただし、風致の維持に支障のない限り、皆伐法によることができる。</p> <p>2 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとする。</p> <p>3 伐期齢は標準伐期齢に見合う年齢以上とする。</p> <p>4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。</p> <p>5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、環境省自然環境局長及び県知事は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。</p> <p>6 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめること。</p> <p>7 皆伐法による場合その伐区は次のとおりとする。</p> <p>(1) 1伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。</p> <p>(2) 伐区は更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。</p>
第 3 種 特別地域	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

別紙3 砂防指定地等の施業方法

区 分	施 業 の 方 法
砂防指定地	「青森県砂防指定地における行為の規制に関する条例」（平成 15 年 3 月 24 日青森県条例第 8 号）で定めるところによる。
県自然環境保全地域 特別地区	「青森県自然環境保全条例」（昭和 48 年 7 月 10 日青森県条例第 31 号） で定めるところによる。
鳥獣保護区 特別保護地区	「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和 39 年 1 月 17 日 38 林野計第 1043 号）による。
特別史跡名勝 天然記念物	「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）で定めるところによる。
特別母樹・特別母樹林	「林業種苗法」（昭和 45 年法律第 89 号）による。

計画事項の別表

別表 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積:ha

区分	森林の所在(林班)		面積	施業方法
総数			77,038.42	
市 町 村 別 内 訳	十和田市	1～6, 8～29, 31～102, 105, 108～123, 125～136, 139～144, 156	27,628.07	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	三沢市	155	118.64	
	野辺地町	1072～1079, 1101～1103, 1322, 1323, 1326～1330, 1343	1,946.92	
	七戸町	1401～1454, 1506～1527	14,518.07	
	横浜町	2088～2120, 2367, 2369～2371, 2373, 2375～2379, 2382, 2384, 2385, 2390～2392, 2395～2402, 2407, 2661～2668	5,042.36	
	東北町	1055～1071, 1092, 1093, 1133, 1238, 1239, 1241～1247, 1249, 1250, 1261～1267, 1273～1278, 1281, 1282, 1301, 1303～1325, 1344～1354, 1480, 1482, 1484, 1488～1491, 1495～1500, 1527, 1569, 1583, 1584	5,782.46	
	六ヶ所村	1118, 1121～1125, 1134, 1135, 1138～1160, 1163, 1165～1172, 1174, 1176～1180, 1193～1195, 1197～1200, 1208, 1211～1213, 1215～1217, 2001～2047, 2140, 2141, 2201～2204, 2206～2217	8,208.78	
	三戸町	583～591, 594～598	1,527.11	
	田子町	501～557, 559～561, 564～574, 576～580, 582	9,347.61	
	新郷村	592, 593, 599, 601, 603～605, 607～621	2,918.40	

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

区分	森林の所在(林班)	面積	施業方法	
総数		20,855.08		
市町村別内訳	十和田市	1～5, 9, 17～19, 31～35, 37～50, 53, 55, 56, 59, 60, 62, 66, 70～79, 85～89, 92～94, 96～101, 109, 112～116, 119, 122, 125, 128～131, 133, 135, 136, 139, 142～144	6,084.99	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	三沢市	155	118.64	
	野辺地町	1072～1075	436.39	
	七戸町	1404～1417, 1419～1421, 1435, 1438～1440, 1442～1448, 1506～1513, 1515, 1517～1523, 1525, 1526	3,493.10	
	横浜町	2088～2092, 2094, 2095, 2100, 2103～2108, 2110～2117, 2119, 2120, 2373, 2399, 2407	1,729.42	
	東北町	1062～1068, 1070, 1071	948.46	
	六ヶ所村	1134, 1135, 2001～2008, 2010～2012, 2014, 2016～2022, 2024～2037, 2039～2042, 2044～2047, 2140, 2141, 2201, 2202	3,521.28	
	田子町	501～511, 514～521, 525, 526, 528～543, 546～548, 551～557, 559, 560, 567, 569	3,095.99	
	新郷村	592, 603～605, 607, 608, 611～613, 615～621	1,426.81	

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

区分	森林の所在(林班)	面積	施業方法
総数		629.92	
市町村別内訳	三沢市	155	伐期の延長
	六ヶ所村	1134, 1135, 2140, 2141, 2201	長伐期施業

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

区分	森林の所在(林班)	面積	施業方法	
総数		15,140.12		
市町村別内訳	十和田市	32, 33, 46, 51～75, 77～79, 81, 82, 85～92, 94～96, 102, 105, 108～120, 125～128, 130, 136, 139, 143, 144, 156	12,284.56	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	野辺地町	1077～1079	21.39	
	七戸町	1415, 1419, 1421, 1423, 1424, 1509～1514, 1516～1518	722.36	
	横浜町	2407	205.55	
	東北町	1092	2.22	
	六ヶ所村	2018	103.59	
	三戸町	583, 589, 590, 594～598	515.12	
	田子町	543, 578～580, 582	255.40	
新郷村	601, 604, 605, 607, 608, 611～613, 616, 619, 620	1,029.93		

(附) 參考資料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha 比率：%

区 分	区域面積 ①	森林面積			森林比率 ②／①×100
		総数②	国有林	民有林	
総 数	340,074	188,036	78,558	109,478	55
八 戸 市	30,556	10,111	—	10,111	33
十和田市	72,565	47,500	28,028	19,472	65
三 沢 市	11,987	1,888	119	1,769	16
野辺地町	8,168	5,234	1,947	3,287	64
七 戸 町	33,723	22,265	14,664	7,601	66
六 戸 町	8,389	2,506	—	2,506	30
横 浜 町	12,638	8,073	5,042	3,031	64
東 北 町	32,650	13,475	5,782	7,693	41
六ヶ所村	25,268	12,439	8,209	4,230	49
おいらせ町	7,196	1,273	—	1,273	18
三 戸 町	15,179	9,721	1,550	8,171	64
五 戸 町	17,767	9,256	—	9,256	52
田 子 町	24,198	19,404	9,799	9,605	80
南 部 町	15,312	7,696	73	7,623	50
階 上 町	9,401	5,433	95	5,338	58
新 郷 村	15,077	11,763	3,251	8,512	78

注1 区域面積は、国土地理院「平成30年全国都道府県市区町村別面積調」による。

2 森林面積は、国有林（林野庁所管）、民有林とも森林計画対象森林面積を計上。国有林には官行造林地を含む。

3 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも合致しない。

(2) 地況（気候）

単位 気温：℃ 降水量：mm 積雪量：cm

観測地	気 温			年間降水量	最深積雪量	備 考
	最 高	最 低	年平均			
野 辺 地	33.0	-12.3	10.0	1285.7	102.0	
六ヶ所	34.2	-12.6	9.5	1460.7	—	
三 沢	36.4	-12.0	10.2	1121.4	—	
十和田	35.6	-16.6	9.8	1101.9	88.0	
八 戸	36.7	-10.2	10.7	1047.9	61.0	
休 屋	32.5	-14.7	8.1	1633.6	—	
三 戸	36.9	-15.0	10.1	1151.0	89.0	

資料 気象庁（2009～2018年）による。

注1 気温の年平均及び年間降水量は2009～2018年までの10カ年平均。

2 「—」はデータなし。

(3) 土地利用の現況

単位 面積：ha

区 分	総 数	森 林	農 地			その他
			総 数	うち田	うち畑	
総 数	340,074	188,037	65,940	29,942	36,024	86,097
八 戸 市	30,556	10,111	4,830	2,010	2,820	15,615
十和田市	72,565	47,500	12,400	8,500	3,880	12,665
三 沢 市	11,987	1,888	3,800	1,900	1,910	6,299
野辺地町	8,168	5,234	780	276	504	2,154
七 戸 町	33,723	22,265	6,960	3,870	3,090	4,498
六 戸 町	8,389	2,506	3,460	1,970	1,490	2,423
横 浜 町	12,638	8,073	2,230	392	1,840	2,335
東 北 町	32,650	13,475	8,110	3,220	4,900	11,065
六ヶ所村	25,268	12,439	3,740	588	3,160	9,089
おいらせ町	7,196	1,273	3,280	1,710	1,570	2,643
三 戸 町	15,179	9,721	2,530	902	1,630	2,928
五 戸 町	17,767	9,256	4,410	1,940	2,470	4,101
田 子 町	24,198	19,404	2,640	882	1,760	2,154
南 部 町	15,312	7,696	3,640	959	2,690	3,976
階 上 町	9,401	5,433	1,310	264	1,050	2,658
新 郷 村	15,077	11,763	1,820	559	1,260	1,494

資料 農地は農林水産省統計部「耕地面積調査（平成30年）」による。

注 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも合致しない。

(4) 産業別生産額

単位 百万円

区 分	総 生 産	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業
		総 額	農 業	林 業	水 産 業		
総 数	2,073,292	105,873	92,016	2,247	11,609	731,973	1,244,050
八 戸 市	906,924	17,720	8,598	282	8,839	226,188	666,780
十 和 田 市	189,591	13,627	13,128	386	112	32,581	144,170
三 沢 市	170,442	11,774	11,471	20	282	38,110	121,265
野 辺 地 町	35,825	958	441	71	445	6,551	28,465
七 戸 町	42,647	5,799	5,578	222	—	6,665	30,360
六 戸 町	27,183	3,711	3,656	55	—	7,316	16,269
横 浜 町	22,965	8,839	8,196	6	638	6,677	7,544
東 北 町	48,229	8,068	7,757	80	232	10,940	29,421
六ヶ所村	392,178	5,336	4,659	33	644	343,624	44,845
おいらせ町	68,663	4,973	4,778	33	163	17,441	46,533
三 戸 町	28,690	3,499	3,362	137	—	5,049	20,262
五 戸 町	42,360	5,705	5,526	179	—	9,464	27,366
田 子 町	18,233	3,925	3,694	231	—	4,576	9,808
南 部 町	42,705	8,010	7,760	250	—	9,580	25,292
階 上 町	28,884	2,309	1,920	134	254	6,188	20,507
新 郷 村	7,773	1,620	1,492	128	—	1,023	5,163

資料 青森県「市町村民経済計算（平成27年度）」による。

注1 四捨五入の関係により、第1次産業の総額と内訳の各項目の合計値が合致しない場合がある。

2 総生産は税の控除等により、各産業別生産額の合計値と合致しない。

(5) 産業別就業者数

単位 人

区 分	総 数	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		総 数	農 業	林 業	漁 業		
総 数	242,180	25,089	22,372	778	1,939	56,575	154,927
八 戸 市	108,032	3,625	2,782	91	752	24,286	77,656
十和田市	31,098	3,767	3,544	206	17	6,821	19,263
三 沢 市	19,625	1,344	1,230	14	100	4,078	13,225
野辺地町	6,284	492	243	63	186	1,609	4,133
七 戸 町	7,894	1,480	1,416	64	—	1,783	4,586
六 戸 町	5,378	1,105	1,099	6	—	1,335	2,904
横 浜 町	2,308	753	475	7	271	580	947
東 北 町	9,004	2,268	2,011	52	205	2,087	4,567
六ヶ所村	6,095	787	566	8	213	2,346	2,931
おいらせ町	12,060	1,119	1,072	15	32	3,387	7,204
三 戸 町	5,112	1,582	1,540	42	—	968	2,517
五 戸 町	9,036	2,069	2,024	38	7	2,344	4,594
田 子 町	2,997	1,098	1,010	88	—	708	1,186
南 部 町	9,370	2,355	2,321	29	5	2,039	4,915
階 上 町	6,480	563	387	25	151	1,961	3,818
新 郷 村	1,407	682	652	30	—	243	481

資料 総務省統計局「平成27年国勢調査」による。

注 総数には「分類不能の産業」を含むため、内訳の合計と総数は合致しない。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

面積：ha, 材積：立木は千m³ 立竹は千束, 成長量：千m³

区分	総数			1 齢級			2 齢級			3 齢級			4 齢級						
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量				
総数	78,558.35	14,800	179	543.66			672.00			190.12	6	1	162.26	9	1				
立木地	総数	総数	74,387.28	14,800	179	543.66			672.00			190.12	6	1	162.26	9	1		
		針	37,024.35	7,845	127	494.08			618.70			170.40	6	1	115.91	8	1		
		広	37,362.93	6,954	51	49.58			53.30			19.72			46.35	1			
	人工林	総数	総数	30,131.04	6,880	118	533.39			631.00			170.40	6	1	104.94	8	1	
			針	29,943.76	6,400	113	494.08			592.56			170.40	6	1	104.94	8	1	
			広	187.28	479	5	39.31			38.44									
		育成	単層林	総数	29,112.65	6,661	116	470.26			631.00			166.05	5	1	102.26	8	1
				針	28,925.37	6,259	112	430.95			592.56			166.05	5	1	102.26	8	1
				広	187.28	402	4	39.31			38.44								
	育成	複層林	(76.28)																
			総数	1,018.39	219	2	63.13						4.35			2.68			
			針	1,018.39	142	1	63.13						4.35			2.68			
	天然林	総数	総数	44,256.24	7,920	61	10.27			41.00			19.72			57.32	1		
			針	7,080.59	1,445	14			26.14							10.97	1		
			広	37,175.65	6,475	46	10.27			14.86			19.72			46.35	1		
育成		単層林	総数	342.47	51	2									10.97	1			
			針	342.37	51	2									10.97	1			
			広	0.10															
育成		複層林	総数	2,664.84	690	7													
			針	1,623.33	483	5													
			広	1,041.51	207	2													
天然生		林	総数	41,248.93	7,179	52	10.27			41.00			19.72			46.35	1		
			針	5,114.89	912	8			26.14										
			広	36,134.04	6,268	45	10.27			14.86			19.72			46.35	1		
竹林																			
無立木地	4,171.07																		

注1 人工林及び天然林で点生木のみの方については、本表の集計には含まれていない。

注2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

注3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

面積：ha, 材積：立木は千m³ 立竹は千束, 成長量：千m³

区分	5 齡級			6 齡級			7 齡級			8 齡級			9 齡級				
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数	457.21	54	4	742.38	107	5	1,670.36	320	12	3,048.67	657	19	3,472.34	851	19		
総数	総数	457.21	54	742.38	107	5	1,670.36	320	12	3,048.67	657	19	3,472.34	851	19		
	針	419.46	52	644.46	100	5	1,549.33	305	11	2,970.50	640	19	3,339.04	805	18		
	広	37.75	2	97.92	7		121.03	15	1	78.17	18	1	133.30	46	1		
人工林	総数	総数	378.86	49	3	550.30	89	5	1,425.20	292	11	2,960.27	648	19	3,329.43	834	19
		針	376.03	49	3	530.63	87	4	1,418.11	288	11	2,960.27	638	19	3,328.54	803	18
		広	2.83			19.67	2		7.09	3		10		0.89	31	1	
人工林	育成 単層林	総数	373.57	48	3	549.47	89	4	1,425.20	292	11	2,960.27	648	19	3,320.99	832	18
		針	370.74	48	3	529.80	87	4	1,418.11	288	11	2,960.27	638	19	3,320.10	802	18
		広	2.83			19.67	2		7.09	3		10		0.89	30		
人工林	育成 複層林	総数	5.29	1		0.83								8.44	2		
		針	5.29	1		0.83								8.44	1		
		広													1		
天然林	総数	総数	78.35	5		192.08	17	1	245.16	28	1	88.40	9		142.91	16	1
		針	43.43	3		113.83	13	1	131.22	17	1	10.23	2		10.50	2	
		広	34.92	2		78.25	5		113.94	11	1	78.17	7		132.41	15	
	育成 単層林	総数	43.35	3		106.33	12		130.74	17	1	7.91	1		6.30	1	
		針	43.35	3		106.33	12		130.74	17	1	7.91	1		6.30	1	
		広															
	育成 複層林	総数							20.67			5.20			10.19	1	
		針															
		広							20.67			5.20			10.19	1	
	天然生	総数	35.00	2		85.75	5		93.75	11	1	75.29	8		126.42	15	
針		0.08			7.50	1		0.48			2.32	1		4.20	1		
広		34.92	2		78.25	5		93.27	11	1	72.97	7		122.22	14		
竹林																	
無立木地																	

注1 人工林及び天然林で点生木のみ林分については、本表の集計には含まれていない。

注2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

注3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

面積：ha, 材積：立木は千m³ 立竹は千束, 成長量：千m³

区分	1 0 齡級			1 1 齡級			1 2 齡級			1 3 齡級			1 4 齡級				
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数	5,027.65	1,299	23	5,099.97	1,143	17	4,471.33	974	12	3,321.97	671	8	1,698.19	384	5		
総数	総数	5,027.65	1,299	23	5,099.97	1,143	17	4,471.33	974	12	3,321.97	671	8	1,698.19	384	5	
	針	4,707.38	1,189	21	4,512.85	991	14	3,687.39	792	9	2,446.71	506	5	788.98	196	2	
	広	320.27	110	2	587.12	152	3	783.94	181	4	875.26	165	3	909.21	188	4	
人工林	総数	総数	4,664.16	1,263	22	4,477.01	1,061	15	3,670.20	845	9	2,456.03	540	5	763.08	204	2
		針	4,664.16	1,181	21	4,471.18	984	14	3,627.79	780	8	2,440.51	505	5	763.08	189	2
		広		81	1	5.83	77	1	42.41	65	1	15.52	36			15	
	育成 単層林	総数	4,602.26	1,253	22	4,445.23	1,055	15	3,510.15	813	9	2,385.07	528	5	758.30	195	2
		針	4,602.26	1,175	21	4,439.40	980	14	3,467.74	758	8	2,369.55	497	5	758.30	180	2
		広		77	1	5.83	75	1	42.41	55	1	15.52	31			15	
育成 複層林					(4.16)			(28.82)			(1.10)			(33.40)			
	総数	61.90	10		31.78	6		160.05	32		70.96	12		4.78	9		
	針	61.90	6		31.78	4		160.05	22		70.96	8		4.78	9		
天然林	総数	総数	363.49	36	1	622.96	81	2	801.13	129	3	865.94	131	3	935.11	180	4
		針	43.22	7		41.67	7		59.60	12		6.20	1		25.90	7	
		広	320.27	29	1	581.29	75	2	741.53	116	3	859.74	129	3	909.21	173	4
	育成 単層林	総数	30.84	6		1.46											
		針	30.84	6		1.46											
		広															
	育成 複層林	総数	16.03	1		123.20	15		38.00	3		46.58	4		13.81	2	
		針	0.33			8.44	1		6.68	1		0.21			1.04		
		広	15.70	1		114.76	13		31.32	2		46.37	4		12.77	2	
	天然生	総数	316.62	30	1	498.30	66	2	763.13	126	3	819.36	127	3	921.30	178	4
		針	12.05	2		31.77	5		52.92	12		5.99	1		24.86	7	
		広	304.57	28	1	466.53	62	2	710.21	114	3	813.37	125	3	896.44	171	3
竹林																	
無立木地																	

注1 人工林及び天然林で点生木のみ林分については、本表の集計には含まれていない。

注2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

注3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

面積：ha，材積：立木は千m³ 立竹は千束，成長量：千m³

区分	1 5 齡級			1 6 齡級			1 7 齡級			1 8 齡級			1 9 齡級					
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量			
総数	952.83	189	3	1,583.27	307	4	1,861.76	383	3	1,734.99	393	3	1,054.22	250	2			
立木地	総数	総数	952.83	189	3	1,583.27	307	4	1,861.76	383	3	1,734.99	393	3	1,054.22	250	2	
		針	263.30	57	1	495.56	104	1	1,161.81	240	2	1,056.58	251	2	437.38	116	1	
		広	689.53	132	2	1,087.71	203	3	699.95	143	2	678.41	142	1	616.84	134	1	
	育成	単層林	総数	231.18	58		474.63	122	1	1,128.45	274	2	1,020.31	271	2	372.17	112	1
			針	231.18	49		468.57	98	1	1,127.34	231	2	1,020.31	241	2	372.17	97	1
			広		9		6.06	24		1.11	42			29			14	
	育成	複層林	総数	212.43	54		392.86	102	1	907.08	221	2	1,006.64	268	2	300.91	94	1
			針	212.43	46		386.80	85	1	905.97	197	1	1,006.64	240	2	300.91	87	1
			広		7		6.06	17		1.11	24			28			7	
	育成	複層林				(3.09)			(2.20)			(0.83)			(2.68)			
			総数	18.75	4		81.77	20		221.37	53		13.67	3		71.26	18	
			針	18.75	2		81.77	13		221.37	34		13.67	2		71.26	10	
	天然林	総数	総数	721.65	131	2	1,108.64	185	3	733.31	109	1	714.68	122	1	682.05	138	1
			針	32.12	8		26.99	6		34.47	8		36.27	10		65.21	19	
			広	689.53	124	2	1,081.65	180	3	698.84	101	1	678.41	113	1	616.84	120	1
天然生	単層林	総数							2			1		4.16	3			
		針							2			1		4.16	2			
		広																
天然生	複層林	総数	33.44	3		51.97	6		34.83	4		16.59	2		20.67	5		
		針				0.82									13.48	4		
		広	33.44	3		51.15	6		34.83	4		16.59	2		7.19	2		
竹林	天然生	総数	688.21	128	2	1,056.67	179	3	698.48	103	1	698.09	119	1	657.22	131	1	
		針	32.12	8		26.17	5		34.47	7		36.27	8		47.57	13		
		広	656.09	120	2	1,030.50	173	3	664.01	96	1	661.82	110	1	609.65	118	1	
無立木地																		

注1 人工林及び天然林で点生木のみ林分については、本表の集計には含まれていない。

注2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

注3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

面積：ha, 材積：立木は千m³ 立竹は千束, 成長量：千m³

区分		20 齡級			21 齡級以上					
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量			
総数		1,145.13	244	2	35,476.97	6,560	34			
立木地	総数	総数	1,145.13	244	2	35,476.97	6,560	34		
		針	424.88	99	1	6,719.65	1,388	12		
		広	720.25	145	1	28,757.32	5,172	22		
	人工林	総数	総数	288.18	78		501.85	127	1	
			針	288.18	62		493.73	104	1	
			広		16		8.12	23		
	育成	単層林	総数	212.30	57		380.35	99		
			針	212.30	50		372.23	86		
			広		7		8.12	13		
	育成	複層林	総数	75.88	21		121.50	28		
			針	75.88	12		121.50	17		
			広		9			11		
	天然林	総数	総数	856.95	166	2	34,975.12	6,433	33	
			針	136.70	38		6,225.92	1,285	11	
			広	720.25	129	1	28,749.20	5,148	22	
		育成	単層林	総数	0.41	2			2	
				針	0.31	2			2	
				広	0.10					
育成		複層林	総数	66.00	19		2,167.66	624	6	
			針	45.83	14		1,546.50	463	5	
			広	20.17	5		621.16	161	1	
天然生		林	総数	790.54	145	1	32,807.46	5,808	28	
			針	90.56	21		4,679.42	821	6	
			広	699.98	123	1	28,128.04	4,987	21	
竹林										
無立木地										

注1 人工林及び天然林で点生木のみ林分については、本表の集計には含まれていない。

注2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

注3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

(2) 制限林普通林別森林資源表

面積:ha, 材積:m³, 成長量:m³/年

区分			立木地						無立木地等					計				
			人工林			天然林			竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植 予定地		林地以外の 土地	計		
			育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林									計	
制限林	面積	針	20,843.19	663.87	21,507.06	29.39	1,023.62	4,165.15	5,218.16		26,725.22							
		広	138.41		138.41		844.12	33,407.03	34,251.15		34,389.56							
		計	20,981.60	663.87	21,645.47	29.39	1,867.74	37,572.18	39,469.31		61,114.78	259.64	4.82		2,330.48	2,594.94	63,709.72	
	材積	針	4,593,392	89,884	4,683,276	4,679	295,475	672,945	973,099		5,656,375							5,656,375
		広	304,936	50,722	355,658		148,115	5,778,222	5,926,337		6,281,995							6,281,995
		計	4,898,328	140,606	5,038,934	4,679	443,590	6,451,167	6,899,436		11,938,370							11,938,370
	成長量	針	82,912.5	788.1	83,700.6	138.0	3,239.0	5,420.8	8,797.8		92,498.4							92,498.4
		広	3,608.5	374.2	3,982.7		1,401.8	39,241.9	40,643.7		44,626.4							44,626.4
		計	86,521.0	1,162.3	87,683.3	138.0	4,640.8	44,662.7	49,441.5		137,124.8							137,124.8
普通林	面積	針	8,082.18	354.52	8,436.70	312.98	599.71	949.74	1,862.43		10,299.13							
		広	48.87		48.87	0.10	197.39	2,727.01	2,924.50		2,973.37							
		計	8,131.05	354.52	8,485.57	313.08	797.10	3,676.75	4,786.93		13,272.50	251.01			1,325.12	1,576.13	14,848.63	
	材積	針	1,665,411	51,700	1,717,111	45,843	187,282	238,679	471,804		2,188,915							2,188,915
		広	97,001	26,481	123,482	133	59,321	489,547	549,001		672,483							672,483
		計	1,762,412	78,181	1,840,593	45,976	246,603	728,226	1,020,805		2,861,398							2,861,398
	成長量	針	28,981.1	462.7	29,443.8	1,374.2	1,938.0	2,128.1	5,440.3		34,884.1							34,884.1
		広	687.1	142.8	829.9	1.3	275.4	5,542.1	5,818.8		6,648.7							6,648.7
		計	29,668.2	605.5	30,273.7	1,375.5	2,213.4	7,670.2	11,259.1		41,532.8							41,532.8
計	面積	針	28,925.37	1,018.39	29,943.76	342.37	1,623.33	5,114.89	7,080.59		37,024.35							
		広	187.28		187.28	0.10	1,041.51	36,134.04	37,175.65		37,362.93							
		計	29,112.65	1,018.39	30,131.04	342.47	2,664.84	41,248.93	44,256.24		74,387.28	510.65	4.82		3,655.60	4,171.07	78,558.35	
	材積	針	6,258,803	141,584	6,400,387	50,522	482,757	911,624	1,444,903		7,845,290							7,845,290
		広	401,937	77,203	479,140	133	207,436	6,267,769	6,475,338		6,954,478							6,954,478
		計	6,660,740	218,787	6,879,527	50,655	690,193	7,179,393	7,920,241		14,799,768							14,799,768
	成長量	針	111,893.6	1,250.8	113,144.4	1,512.2	5,177.0	7,548.9	14,238.1		127,382.5							127,382.5
		広	4,295.6	517.0	4,812.6	1.3	1,677.2	44,784.0	46,462.5		51,275.1							51,275.1
		計	116,189.2	1,767.8	117,957.0	1,513.5	6,854.2	52,332.9	60,700.6		178,657.6							178,657.6

注1 人工林及び天然林で点生木のみ林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

注2 竹林の集計値については、立木地の計欄及び立木地と無立木地等の合計欄には含まれていない。

(3) 市町村別森林資源表

面積:ha, 材積:m³, 成長量:m³/年

市町村	区分		立木地								無立木地等					計			
			人工林			天然林					竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植 予定地		林地以外の 土地	計	
			育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計										
十和田市	面積	針	6,552.63	130.42	6,683.05	0.32	0.21	2,016.17	2,016.70		8,699.75								
		広	63.85		63.85			22.22	17,940.69	17,962.91		18,026.76							
		計	6,616.48	130.42	6,746.90	0.32	22.43	19,956.86	19,979.61		26,726.51	125.76			1,175.68	1,301.44		28,027.95	
	材積	針	1,685,873	23,220	1,709,093	36	18	122,681	122,735		1,831,828								1,831,828
		広	60,713	9,950	70,663			1,279	3,093,835	3,095,114		3,165,777							3,165,777
		計	1,746,586	33,170	1,779,756	36	1,297	3,216,516	3,217,849		4,997,605								4,997,605
	成長量	針	29,271.3	178.1	29,449.4	1.7	0.2	633.7	635.6		30,085.0								30,085.0
		広	713.9	50.1	764.0			37.3	17,948.8	17,986.1		18,750.1							18,750.1
		計	29,985.2	228.2	30,213.4	1.7	37.5	18,582.5	18,621.7		48,835.1								48,835.1
三沢市	面積	針	81.92		81.92			2.32	2.32		84.24								
		広																	
		計	81.92		81.92			2.32	2.32		84.24		4.82		29.58	34.40		118.64	
	材積	針	13,418		13,418			537	537		13,955								13,955
		広																	
		計	13,418		13,418			537	537		13,955								13,955
	成長量	針	137.3		137.3			12.4	12.4		149.7								149.7
		広																	
		計	137.3		137.3			12.4	12.4		149.7								149.7
野辺地町	面積	針	969.35	2.53	971.88	8.79	144.01	319.94	472.74		1,444.62								
		広	8.79		8.79		41.23	351.34	392.57		401.36								
		計	978.14	2.53	980.67	8.79	185.24	671.28	865.31		1,845.98	14.83			86.11	100.94		1,946.92	
	材積	針	201,240	484	201,724	1,195	46,648	95,807	143,650		345,374								345,374
		広	14,591	207	14,798		13,138	90,108	103,246		118,044								118,044
		計	215,831	691	216,522	1,195	59,786	185,915	246,896		463,418								463,418
	成長量	針	3,457.0	3.9	3,460.9	38.5	507.7	968.4	1,514.6		4,975.5								4,975.5
		広	167.4	1.0	168.4		55.1	953.6	1,008.7		1,177.1								1,177.1
		計	3,624.4	4.9	3,629.3	38.5	562.8	1,922.0	2,523.3		6,152.6								6,152.6
七戸町	面積	針	4,402.50	271.87	4,674.37			358.76	757.05	1,115.81	5,790.18								
		広	43.08		43.08			359.90	7,682.51	8,042.41	8,085.49								
		計	4,445.58	271.87	4,717.45			718.66	8,439.56	9,158.22	13,875.67	28.51			759.34	787.85		14,663.52	
	材積	針	873,727	29,799	903,526			84,628	151,818	236,446	1,139,972								1,139,972
		広	106,151	18,710	124,861			55,172	1,238,701	1,293,873	1,418,734								1,418,734
		計	979,878	48,509	1,028,387			139,800	1,390,519	1,530,319	2,558,706								2,558,706
	成長量	針	18,592.2	323.7	18,915.9			936.4	1,367.6	2,304.0	21,219.9								21,219.9
		広	1,391.6	176.7	1,568.3			730.8	8,533.1	9,263.9	10,832.2								10,832.2
		計	19,983.8	500.4	20,484.2			1,667.2	9,900.7	11,567.9	32,052.1								32,052.1
横浜町	面積	針	2,119.51	210.18	2,329.69	2.89	581.46	676.89	1,261.24	3,590.93									
		広						184.00	984.61	1,168.61	1,168.61								
		計	2,119.51	210.18	2,329.69	2.89	765.46	1,661.50	2,429.85	4,759.54	2.86				279.96	282.82		5,042.36	
	材積	針	441,471	32,969	474,440	400	181,484	170,039	351,923	826,363									826,363
		広	31,138	16,490	47,628		57,197	189,233	246,430	294,058									294,058
		計	472,609	49,459	522,068	400	238,681	359,272	598,353	1,120,421									1,120,421
	成長量	針	7,704.1	280.9	7,985.0	12.2	1,871.9	1,538.0	3,422.1	11,407.1									11,407.1
		広	247.1	84.7	331.8		251.8	1,738.0	1,989.8	2,321.6									2,321.6
		計	7,951.2	365.6	8,316.8	12.2	2,123.7	3,276.0	5,411.9	13,728.7									13,728.7

注1 人工林及び天然林で点生木のみの方の面積については、本表の集計には含まれていない。

注2 複層林は下層木のみを対象とする。

面積:ha, 材積:m³, 成長量:m³/年

市町村	区分		立木地								無立木地等					計		
			人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植予定地	林地以外の土地		計	
			育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計									
東北町	面積	針	3,553.77	18.49	3,572.26	135.10	406.69	410.13	951.92		4,524.18							
		広	6.33		6.33	0.10	186.40	680.15	866.65		872.98							
		計	3,560.10	18.49	3,578.59	135.20	593.09	1,090.28	1,818.57		5,397.16	165.74			219.56	385.30	5,782.46	
	材積	針	730,511	3,157	733,668	21,266	130,626	122,635	274,527		1,008,195							1,008,195
		広	25,178	1,633	26,811	35	45,126	174,057	219,218		246,029							246,029
		計	755,689	4,790	760,479	21,301	175,752	296,692	493,745		1,254,224							1,254,224
	成長量	針	14,201.8	49.0	14,250.8	580.9	1,469.0	1,172.4	3,222.3		17,473.1							17,473.1
		広	208.3	9.2	217.5	0.3	275.7	1,608.4	1,884.4		2,101.9							2,101.9
		計	14,410.1	58.2	14,468.3	581.2	1,744.7	2,780.8	5,106.7		19,575.0							19,575.0
六ヶ所村	面積	針	4,205.70	118.20	4,323.90	180.70	132.20	806.31	1,119.21		5,443.11							
		広	3.67		3.67		33.94	2,285.39	2,319.33		2,323.00							
		計	4,209.37	118.20	4,327.57	180.70	166.14	3,091.70	3,438.54		7,766.11	14.54			428.13	442.67	8,208.78	
	材積	針	912,184	16,013	928,197	25,445	39,353	226,386	291,184		1,219,381							1,219,381
		広	46,156	8,578	54,734	98	10,375	456,794	467,267		522,001							522,001
		計	958,340	24,591	982,931	25,543	49,728	683,180	758,451		1,741,382							1,741,382
	成長量	針	14,388.2	132.9	14,521.1	802.6	391.8	1,720.6	2,915.0		17,436.1							17,436.1
		広	288.1	45.3	333.4	1.0	43.6	3,769.7	3,814.3		4,147.7							4,147.7
		計	14,676.3	178.2	14,854.5	803.6	435.4	5,490.3	6,729.3		21,583.8							21,583.8
三戸町	面積	針	701.24	2.44	703.68			10.93	10.93		714.61							
		広	4.19		4.19			696.02	696.02		700.21							
		計	705.43	2.44	707.87			706.95	706.95		1,414.82	16.46			118.85	135.31	1,550.13	
	材積	針	130,932	314	131,246			1,704	1,704		132,950							132,950
		広	9,948	219	10,167			106,708	106,708		116,875							116,875
		計	140,880	533	141,413			108,412	108,412		249,825							249,825
	成長量	針	2,832.8	2.2	2,835.0			7.9	7.9		2,842.9							2,842.9
		広	90.0	1.1	91.1			1,107.7	1,107.7		1,198.8							1,198.8
		計	2,922.8	3.3	2,926.1			1,115.6	1,115.6		4,041.7							4,041.7
田子町	面積	針	4,744.14	241.13	4,985.27	14.57		106.59	121.16		5,106.43							
		広	37.92		37.92			180.65	4,046.16	4,226.81		4,264.73						
		計	4,782.06	241.13	5,023.19	14.57		180.65	4,152.75	4,347.97		9,371.16	92.74		334.68	427.42	9,798.58	
	材積	針	934,697	32,445	967,142	2,180		17,817	19,997		987,139							987,139
		広	80,094	19,603	99,697			21,723	686,355	708,078		807,775						807,775
		計	1,014,791	52,048	1,066,839	2,180		21,723	704,172	728,075		1,794,914						1,794,914
	成長量	針	15,802.2	262.0	16,064.2	76.3		110.3	186.6		16,250.8							16,250.8
		広	894.0	138.7	1,032.7			238.7	6,845.1	7,083.8		8,116.5						8,116.5
		計	16,696.2	400.7	17,096.9	76.3		238.7	6,955.4	7,270.4		24,367.3						24,367.3
南部町	面積	針	68.52		68.52						68.52							
		広																
		計	68.52		68.52						68.52				4.28	4.28	72.80	
	材積	針	8,411		8,411						8,411							8,411
		広	839		839						839							839
		計	9,250		9,250						9,250							9,250
	成長量	針	112.1		112.1						112.1							112.1
		広	7.8		7.8						7.8							7.8
		計	119.9		119.9						119.9							119.9

注1 人工林及び天然林で点生木のみ林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

注2 複層林は下層木のみを対象とする。

面積:ha, 材積:m³, 成長量:m³/年

市町村	区分		立木地							無立木地等					計				
			人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植 予定地		林地以外 の土地	計		
			育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計										
階上町	面積	針	68.69		68.69						68.69								
		広																	
		計	68.69		68.69						68.69	25.28			1.16	26.44		95.13	
	材積	針	18,597		18,597						18,597								18,597
		広																	
		計	18,597		18,597						18,597								18,597
	成長量	針	171.9		171.9						171.9								171.9
		広																	
		計	171.9		171.9						171.9								171.9
新郷村	面積	針	1,457.40	23.13	1,480.53			8.56	8.56	1,489.09									
		広	19.45		19.45		33.17	1,467.17	1,500.34	1,519.79									
		計	1,476.85	23.13	1,499.98		33.17	1,475.73	1,508.90	3,008.88	23.93				218.27	242.20		3,251.08	
	材積	針	307,742	3,183	310,925			2,200	2,200	313,125									313,125
		広	27,129	1,813	28,942		3,426	231,978	235,404	264,346									264,346
		計	334,871	4,996	339,867		3,426	234,178	237,604	577,471									577,471
	成長量	針	5,222.7	18.1	5,240.8			17.6	17.6	5,258.4									5,258.4
		広	287.4	10.2	297.6		44.2	2,279.6	2,323.8	2,621.4									2,621.4
		計	5,510.1	28.3	5,538.4		44.2	2,297.2	2,341.4	7,879.8									7,879.8
森林計画計	面積	針	28,925.37	1,018.39	29,943.76	342.37	1,623.33	5,114.89	7,080.59	37,024.35									
		広	187.28		187.28	0.10	1,041.51	36,134.04	37,175.65	37,362.93									
		計	29,112.65	1,018.39	30,131.04	342.47	2,664.84	41,248.93	44,256.24	74,387.28	510.65	4.82			3,655.60	4,171.07		78,558.35	
	材積	針	6,258,803	141,584	6,400,387	50,522	482,757	911,624	1,444,903	7,845,290									7,845,290
		広	401,937	77,203	479,140	133	207,436	6,267,769	6,475,338	6,954,478									6,954,478
		計	6,660,740	218,787	6,879,527	50,655	690,193	7,179,393	7,920,241	14,799,768									14,799,768
	成長量	針	111,893.6	1,250.8	113,144.4	1,512.2	5,177.0	7,548.9	14,238.1	127,382.5									127,382.5
		広	4,295.6	517.0	4,812.6	1.3	1,677.2	44,784.0	46,462.5	51,275.1									51,275.1
		計	116,189.2	1,767.8	117,957.0	1,513.5	6,854.2	52,332.9	60,700.6	178,657.6									178,657.6

注1 人工林及び天然林で点生木のみ林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

注2 複層林は下層木のみを対象とする。

(4) 制限林の種類別面積

面積：ha

区分	市町村													
	十和田市	三沢市	野辺地町	七戸町	横浜町	東北町	六ヶ所村							
保安林	水源かん養保安林	27,142.86		1,180.33	14,072.17						703.86			
	土砂流出防備保安林	(694.18)	88.25					125.83	(27.57)	443.43				559.75
	土砂崩壊防備保安林													33.64
	飛砂防備保安林													
	防風保安林		84.97											542.42
	水害防備保安林													
	潮害防備保安林													
	干害防備保安林													1,410.09
	防雪保安林													
	防霧保安林													
	なだれ防止保安林													
	落石防止保安林													
	防火保安林													
	魚つき保安林													
航行目標保安林														
保健保安林	(6,729.69)	120.02		303.41					(94.44)		(41.72)			
風致保安林	(102.66)													
計	(7,526.53)	27,351.13	84.97	1,483.74	14,072.17	125.83	(122.01)	2,660.51	(41.72)	3,249.76				
保安施設地区														
砂防指定地	(270.90)	73.51		(6.94)	6.78	(177.92)	12.40		(0.12)	2.64			2.55	
国立公園	特別保護地区	(5,104.65)	17.41											
	第一種特別地域	(3,160.60)	45.76											
	第二種特別地域	(3,370.90)	15.17											
	第三種特別地域	(5,018.07)	139.66											
	地種区分未定地域													
計	(16,654.22)	218.00												
国定公園	特別保護地区													
	第一種特別地域													
	第二種特別地域													
	第三種特別地域													
	地種区分未定地域													
計														
都道府県立自然公園	第一種特別地域													
	第二種特別地域													
	第三種特別地域													
	地種区分未定地域													
計														
原生自然環境保全地域														
自然環境保全地域特別地区														
都道府県自然環境保全地域特別地区														
鳥獣保護区特別保護地区	(6,399.22)													
緑地保全地区														
風致地区														
特別母樹林									2.22					
史跡名勝天然記念物	(5,027.86)													
種の保存法による管理地区														
その他														
合計	(35,878.73)	27,642.64	84.97	(6.94)	1,490.52	(177.92)	14,084.57	125.83	(122.13)	2,665.37	(41.72)	3,252.31		

注 () は、重複する制限林を表す。

(面積：ha)

区分	市町村						合計	
	三戸町	田子町	南部町	階上町	新郷村			
保安林	水源かん養保安林	1,285.80	8,939.54	72.80		2,633.86	58,248.30	
	土砂流出防備保安林		681.70			571.42	(721.75) 2,470.38	
	土砂崩壊防備保安林		60.77			1.63	96.04	
	飛砂防備保安林							
	防風保安林						627.39	
	水害防備保安林							
	潮害防備保安林							
	干害防備保安林	81.38					1,491.47	
	防雪保安林							
	防霧保安林							
	なだれ防止保安林							
	落石防止保安林							
	防火保安林							
林	魚つき保安林							
	航行目標保安林							
	保健保安林	(70.94)	(154.97)			(310.68)	(7,402.44) 423.43	
	風致保安林						(102.66)	
	計	(70.94)	1,367.18	(154.97)	9,682.01	72.80	(310.68) 3,206.91 (8,226.85) 63,357.01	
	保安施設地区							
	砂防指定地		(350.13)	5.50		(78.23)	1.91 (884.24) 105.29	
	国立公園	特別保護地区						(5,104.65) 17.41
		第一種特別地域						(3,160.60) 45.76
		第二種特別地域						(3,370.90) 15.17
第三種特別地域							(5,018.07) 139.66	
地種区分未定地域								
計						(16,654.22) 218.00		
国定公園	特別保護地区							
	第一種特別地域							
	第二種特別地域							
	第三種特別地域							
	地種区分未定地域							
計								
都道府県立自然公園	第一種特別地域			(2.57)			(2.57)	
	第二種特別地域							
	第三種特別地域			(70.23)	27.00		(70.23) 27.00	
	地種区分未定地域							
計			(72.80)	27.00		(72.80) 27.00		
原生自然環境保全地域								
自然環境保全地域特別地区								
都道府県自然環境保全地域特別地区					(194.79)	0.20 (194.79) 0.20		
鳥獣保護区特別保護地区						(6,399.22)		
緑地保全地区								
風致地区								
特別母樹林							2.22	
史跡名勝天然記念物							(5,027.86)	
種の保存法による管理地区								
その他								
合計	(70.94)	1,367.18	(505.10)	9,687.51	(72.80)	72.80	27.00 (583.70) 3,209.02 (37,459.98) 63,709.72	

注 () は、重複する制限林を表す。

(5) 樹種別材積表

単位 材積：千m³

林種 \ 樹種	スギ	ヒバ	カラマツ	アカマツ	その他 針葉樹	ブナ	ナラ類	その他 広葉樹
総数	4,505	1,197	577	938	628	3,518	307	3,129
人工林	4,468	12	574	837	509	8	10	461
天然林	37	1,185	3	101	120	3,510	297	2,669

(6) 荒廃地の面積

単位 面積：ha

区分	荒廃地
総数	210.63
八戸市	—
十和田市	1.06
三沢市	—
野辺地町	0.35
七戸町	107.09
六戸町	—
横浜町	85.62
東北町	—
六ヶ所村	15.70
おいらせ町	—
三戸町	—
五戸町	—
田子町	0.81
南部町	—
階上町	—
新郷村	—

(7) 森林の被害

単位 面積：ha

区 分	風 水 害				病 虫 害				雪 害				獣 類 害			
	27	28	29	30	27	28	29	30	27	28	29	30	27	28	29	30
総 数	0	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八 戸 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
十 和 田 市	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三 沢 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
野 辺 地 町	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
七 戸 町	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
六 戸 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
横 浜 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東 北 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
六ヶ所村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
おいらせ町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三 戸 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
五 戸 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
田 子 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南 部 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
階 上 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新 郷 村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

資料 「東北森林管理局事業統計書」による。

注 「-」は被害なし、「0」は被害が1ha未満。

3 林業の動向

(1) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 構成

単位 員数：人 金額：千円 面積：ha

市町村別		組合名	組合員数	常勤役 職員数	出資金 総額	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備 考
森 林 組 合	総 数	6 組合	11,997	98	673,845	73,524	
	八戸市	八戸市	662	10	23,308	2,964	
	五戸町	三八地方	6,580	48	285,333	42,972	
	十和田市	上十三地区	2,390	14	127,914	10,417	
		大平	262	1	1,537	1,312	
	七戸町	上北	1,470	16	190,469	9,823	
	東北町	東北町	633	9	45,284	6,036	
生 産 森 林 組 合	総 数	8 組合	913	—	42,925	1,037	
	八戸市	中野	47	—	4,700	62	
	三戸町	泉山	48	—	1,680	17	
	南部町	相内	79	—	9,420	227	
		門前	50	—	4,897	145	
		大向	137	—	5,680	113	
		鳥谷	40	—	6,240	123	
	新郷村	温泉沢	225	—	9,160	143	
十和田市	深持	287	—	1,148	207		

資料 青森県団体経営改善課資料（平成 30 年度末）

注 市町村別欄は、各組合の事務所所在地を表示。

イ 事業内容及び活動状況等

単位：千円

森林組合名	指導事業	販売事業	林産事業	加工事業	購買事業
総 数	1,590	390,737	1,632,207	547,269	100,861
八戸市	—	2,082	77,938	—	47,691
三八地方	193	177,289	379,419	163,075	28,773
上十三地区	—	103,292	604,158	—	22,582
大平	1,303	—	—	—	—
上北	94	100,567	285,446	384,194	927
東北町	—	7,507	285,246	—	888

森林組合名	養苗	森林造成事業	利用・福利 厚生事業	金融事業	合計
総 数	60,057	1,060,653	257,284	28,521	4,079,179
八戸市	—	76,806	48,123	—	252,640
三八地方	—	268,060	68,041	28,521	1,113,371
上十三地区	—	342,055	25,242	—	1,097,329
大平	—	772	1,173	—	3,248
上北	26,985	100,160	70,434	—	968,807
東北町	33,072	272,800	44,271	—	643,784

資料 青森県団体経営改善課資料（平成31年3月31日）

(2) 林業事業体等の現況

単位：事業体数

区 分	林業経営体	木材卸売業	木材・木製品製造業
総 数	1,384	2	71
八 戸 市	127	—	15
十 和 田 市	192	1	9
三 沢 市	11	—	1
野 辺 地 町	11	—	1
七 戸 町	83	—	9
六 戸 町	32	—	5
横 浜 町	3	—	—
東 北 町	105	—	3
六ヶ所村	9	—	—
おいらせ町	15	—	3
三 戸 町	78	1	3
五 戸 町	127	—	7
田 子 町	358	—	2
南 部 町	83	—	11
階 上 町	56	—	1
新 郷 村	94	—	1

資料 林業経営体（平成 27 年農林業センサス）

木材卸売業（青森県林政課資料）

木材・木製品製造業（平成 28 年経済センサス資料）

(3) 林業労働力の概況

単位 人、%

区 分	就業者数 (15歳以上)		
	総 数	うち林業	割 合
総 数	242,180	778	0.32
八 戸 市	108,032	91	0.08
十 和 田 市	31,098	206	0.66
三 沢 市	19,625	14	0.07
野 辺 地 町	6,284	63	1.00
七 戸 町	7,894	64	0.81
六 戸 町	5,378	6	0.11
横 浜 町	2,308	7	0.30
東 北 町	9,004	52	0.58
六ヶ所村	6,095	8	0.13
おいらせ町	12,060	15	0.12
三 戸 町	5,112	42	0.82
五 戸 町	9,036	38	0.42
田 子 町	2,997	88	2.94
南 部 町	9,370	29	0.31
階 上 町	6,480	25	0.39
新 郷 村	1,407	30	2.13

資料 総務省統計局「平成 27 年国勢調査」による。

注 総数には「分類不能の産業」を含む。

(4) 林業機械化の概況 (高性能林業機械)

単位 台

機械種名	総 数	備 考
フェラーバンチャ	12	立木を伐倒する自走式機械
スキッド	—	牽引式集材専用トラクタ
プロセッサ	24	枝払・玉切する自走式機械
ハーベスタ	35	伐倒・枝払・玉切する自走式機械
フォワード	43	積載式集材専用トラクタ
タワーヤーダ	—	元柱を具備した自走式集材機
スイングヤーダ	7	簡易索張式に対応し、かつ旋回可能なブームを装備
グラップルソー	8	巻き立て・玉切り機械

資料 青森県林政課資料 (平成 29 年)

4 前期計画の実行状況

(1) 伐採立木材積

単位 材積：千 m³ 実行歩合：%

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	1,148	939	82	599	417	70	548	521	95
針葉樹	1,089	853	78	572	381	67	517	472	91
広葉樹	58	86	147	27	36	133	31	50	159

(2) 人工造林・天然更新別の面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

総 数			人工造林			天然更新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
1073	687	64	932	571	61	141	116	82

(3) 林道の開設又は拡張の数量

単位 延長：km 実行歩合：%

開 設			拡 張		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
36.9	7.9	21	—	—	—

(4) 保安施設の数量

ア 保安林の指定又は解除の面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

種 類	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	—	—	—	—	1.9	—
水源かん養	—	—	—	—	1.9	—
災害防備	—	—	—	—	—	—
保健、風致の保存等	—	—	—	—	—	—

注 「0」は1ha未満。

イ 保安施設地区の指定

該当なし。

ウ 保安施設事業

単位 地区数

計 画	実 行
20	14

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外へ異動

単位 面積：ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー施設 用地	住宅、別荘、工場 等建物敷地及び その附帯地	採石採土地	その他	合 計
—	—	—	—	48.98	48.98

(2) 森林以外より森林へ異動

単位 面積：ha

原 野	農用地	その他	合 計
—	0.01	50.01	50.02

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

単位 材積：千 m³ 面積：ha

分 期		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
伐 採 立 木 材 積	総 数	総 数	1,185	1,033	847	844	859	854	882	883
		針葉樹	1,108	984	844	841	856	851	879	879
		広葉樹	77	49	3	3	3	3	3	3
	主 伐	総 数	635	393	296	278	286	256	288	298
		針葉樹	592	382	293	275	283	253	285	295
		広葉樹	43	11	3	3	3	3	3	3
	間 伐	総 数	550	640	551	566	572	598	595	584
		針葉樹	517	602	551	566	572	598	595	584
		広葉樹	33	38	0	0	0	0	0	0
造林 面積	総 数	1,552	1,529	1,074	1,014	989	914	913	975	
	人工造林	1,089	1,046	911	833	813	758	770	828	
	天然更新	462	483	163	182	176	156	143	146	

注1 分期とは5年を一括りとする単位。第I分期は平成27年から平成31年までとなる。

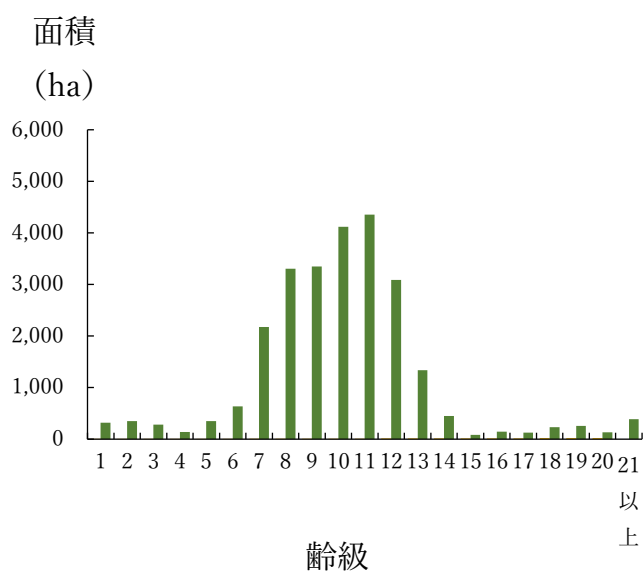
2 単位未満を四捨五入するため、内訳の合計と総数は必ずしも合致しない。

(2) 分期別期首資源表

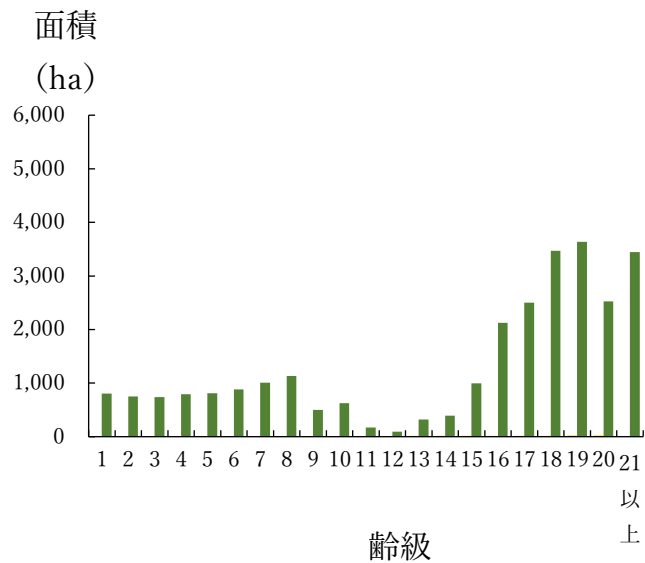
単位 面積：ha、材積：千m³

区分		面積													材積
		総数	1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級	9・10 齢級	11・12 齢級	13・14 齢級	15・16 齢級	17・18 齢級	19・20 齢級	21 齢級以上		
I 分期	総数	74,387.28	1,184.10	348.87	1,196.53	4,719.03	8,499.99	9,587.79	5,037.41	2,537.65	3,598.27	2,200.69	35,476.97	14,800	
	人工林	30,131.04	1,132.83	271.83	926.10	4,385.47	7,993.59	8,163.70	3,236.36	707.36	2,150.28	661.69	501.85	6,880	
	育成単層林	29,112.65	1,101.26	268.31	923.04	4,385.47	7,923.25	7,955.38	3,143.37	605.29	1,913.72	513.21	380.35	6,661	
	育成複層林	1,018.39	31.57	3.52	3.06	0.00	70.34	208.32	92.99	102.07	236.56	148.48	121.50	219	
	天然林	44,256.24	51.27	77.04	270.43	333.56	506.40	1,424.09	1,801.05	1,830.29	1,447.99	1,539.00	34,975.12	7,920	
	育成単層林	342.47	0.00	10.97	149.68	138.65	37.14	1.46	0.00	0.00	0.00	0.00	4.57	0.00	51
育成複層林	2,664.84	0.00	0.00	0.00	25.87	26.22	161.20	60.39	85.41	51.42	86.67	2,167.66	690		
天然生林	41,248.93	51.27	66.07	120.75	169.04	443.04	1,261.43	1,740.66	1,744.88	1,396.57	1,447.76	32,807.46	7,179		
II 分期	総数	73,382.96	1,950.42	859.95	615.49	2,393.72	6,429.00	9,610.58	6,466.63	2,467.62	3,297.80	3,148.72	36,143.06	15,139	
	人工林	28,613.73	1,637.17	799.23	479.82	1,956.48	6,208.94	8,567.95	4,799.56	841.15	1,411.77	1,243.08	668.61	6,918	
	育成単層林	27,669.64	1,575.61	797.05	475.83	1,956.06	6,170.50	8,472.19	4,555.65	806.96	1,159.25	1,183.27	517.27	6,711	
	育成複層林	944.09	61.56	2.18	3.99	0.42	38.44	95.76	243.91	34.19	252.52	59.81	151.34	207	
	天然林	44,769.23	313.25	60.72	135.67	437.24	220.06	1,042.63	1,667.07	1,626.47	1,886.03	1,905.64	35,474.45	8,221	
	育成単層林	358.10	14.99	0.00	54.32	237.07	14.21	32.30	0.00	0.00	0.00	4.80	0.41	57	
育成複層林	2,954.39	114.95	0.00	0.00	20.67	15.39	195.41	84.58	47.25	113.44	267.53	2,095.17	805		
天然生林	41,456.74	183.31	60.72	81.35	179.50	190.46	814.92	1,582.49	1,579.22	1,772.59	1,633.31	33,378.87	7,359		
III 分期	総数	73,805.30	2,718.63	1,184.10	348.87	1,175.27	4,642.01	8,221.12	8,328.61	3,874.44	2,494.29	3,549.52	37,268.45	15,526	
	人工林	28,499.47	2,143.49	1,132.83	271.83	907.49	4,311.59	7,555.14	6,910.21	2,089.07	552.61	1,712.32	912.91	7,124	
	育成単層林	27,494.08	2,075.50	1,101.26	268.31	904.43	4,273.59	7,454.81	6,702.32	1,997.95	459.82	1,536.51	719.60	6,898	
	育成複層林	1,005.39	68.00	31.57	3.52	3.06	38.00	100.34	207.89	91.12	92.79	175.81	193.31	226	
	天然林	45,305.83	575.14	51.27	77.04	267.78	330.43	665.98	1,418.40	1,785.37	1,941.69	1,837.20	36,355.54	8,402	
	育成単層林	390.70	46.12	0.00	10.97	149.68	138.65	37.14	1.46	0.00	0.00	1.79	4.89	65	
育成複層林	3,230.96	229.07	0.00	0.00	0.00	25.87	198.34	161.20	60.39	154.08	212.53	2,189.48	837		
天然生林	41,684.18	299.95	51.27	66.07	118.10	165.91	430.51	1,255.74	1,724.98	1,787.60	1,622.88	34,161.17	7,500		
IV 分期	総数	73,768.75	2,232.10	1,950.42	859.95	612.59	2,344.00	6,384.77	8,967.44	5,948.85	2,392.72	3,151.72	38,924.20	15,837	
	人工林	28,331.95	1,892.02	1,637.17	799.23	479.82	1,913.51	5,964.42	7,930.56	4,292.43	679.06	1,169.03	1,574.72	7,299	
	育成単層林	27,288.38	1,826.72	1,575.61	797.05	475.83	1,885.80	5,887.98	7,834.80	4,053.43	645.83	933.82	1,371.51	7,056	
	育成複層林	1,043.58	65.30	61.56	2.18	3.99	27.71	76.44	95.76	239.00	33.23	235.22	203.21	243	
	天然林	45,436.80	340.08	313.25	60.72	132.78	430.49	420.36	1,036.88	1,656.42	1,713.66	1,982.69	37,349.49	8,538	
	育成単層林	412.12	52.25	14.99	0.00	54.32	237.07	14.18	32.26	0.00	0.00	1.85	5.21	72	
育成複層林	3,347.70	135.21	114.95	0.00	0.00	20.67	219.33	195.41	84.58	96.55	118.29	2,362.70	862		
天然生林	41,676.98	152.62	183.31	60.72	78.46	172.75	186.85	809.21	1,571.84	1,617.11	1,862.55	34,981.57	7,604		
V 分期	総数	73,746.47	1,833.71	2,718.63	1,184.10	347.19	1,156.72	4,557.01	7,514.62	7,940.83	3,661.50	2,449.64	40,382.52	16,122	
	人工林	28,158.97	1,693.13	2,143.49	1,132.83	271.83	893.89	4,043.18	6,851.11	6,533.07	1,865.13	509.19	2,222.12	7,463	
	育成単層林	27,094.44	1,642.53	2,075.50	1,101.26	268.31	867.53	3,977.89	6,750.78	6,336.56	1,782.60	422.33	1,869.16	7,200	
	育成複層林	1,064.52	50.60	68.00	31.57	3.52	26.36	65.30	100.34	196.51	82.53	86.86	352.96	263	
	天然林	45,587.50	140.58	575.14	51.27	75.37	262.83	513.83	663.50	1,407.76	1,796.37	1,940.45	38,160.40	8,658	
	育成単層林	435.87	44.59	46.12	0.00	10.97	149.68	138.52	37.06	1.45	0.00	0.80	6.68	79	
育成複層林	3,480.59	44.46	229.07	0.00	0.00	0.00	215.25	198.34	161.20	75.38	154.88	2,402.00	881		
天然生林	41,671.05	51.53	299.95	51.27	64.40	113.15	160.06	428.11	1,245.11	1,720.99	1,784.77	35,751.72	7,698		
VI 分期	総数	73,747.15	1,748.43	2,232.10	1,950.42	859.46	611.20	2,363.96	5,788.00	8,571.10	5,642.74	2,351.60	41,628.14	16,381	
	人工林	28,013.58	1,601.04	1,892.02	1,637.17	799.23	481.84	1,744.94	5,371.00	7,539.51	3,980.20	633.95	2,332.71	7,609	
	育成単層林	26,930.69	1,556.54	1,826.72	1,575.61	797.05	456.65	1,693.93	5,294.56	7,445.74	3,768.81	601.54	1,913.54	7,324	
	育成複層林	1,082.89	44.50	65.30	61.56	2.18	25.19	51.01	76.44	93.77	211.39	32.41	419.16	286	
	天然林	45,733.57	147.39	340.08	313.25	60.24	129.37	619.03	417.00	1,031.60	1,662.54	1,717.65	39,295.44	8,771	
	育成単層林	460.97	48.22	52.25	14.99	0.00	54.32	236.95	14.11	32.18	0.00	0.89	7.06	87	
育成複層林	3,607.24	47.99	135.21	114.95	0.00	0.00	215.49	219.33	195.41	100.42	97.44	2,480.99	901		
天然生林	41,665.36	51.18	152.62	183.31	60.24	75.05	166.59	183.55	804.01	1,562.12	1,619.32	36,807.38	7,783		
VII 分期	総数	73,822.23	1,675.72	1,833.71	2,718.63	1,183.04	357.94	1,254.25	4,056.82	7,039.53	7,717.70	3,603.48	42,381.41	16,638	
	人工林	27,963.77	1,529.01	1,693.13	2,143.49	1,132.83	284.19	826.83	3,548.49	6,378.28	6,302.94	1,806.23	2,318.34	7,768	
	育成単層林	26,859.94	1,487.13	1,642.53	2,075.50	1,101.26	260.00	779.27	3,483.20	6,281.78	6,123.47	1,728.66	41,628.14	7,464	
	育成複層林	1,103.82	41.88	50.60	68.00	31.57	24.19	47.56	65.30	96.50	179.47	77.57	421.21	304	
	天然林	45,858.46	146.71	140.58	575.14	50.22	73.75	427.41	508.33	661.24	1,414.76	1,797.26	40,063.07	8,870	
	育成単層林	485.56	49.04	44.59	46.12	0.00	10.97	149.64	138.35	36.99	1.45	0.94	7.48	95	
育成複層林	3,716.12	48.76	44.46	229.07	0.00	0.00	169.14	215.25	198.34	177.89	76.32	2,556.88	921		
天然生林	41,656.77	48.91	51.53	299.95	50.22	62.78	108.63	154.72	425.92	1,235.42	1,719.99	37,498.70	7,854		
VIII 分期	総数	73,801.77	1,628.69	1,748.43	2,232.10	1,948.62	870.32	716.11	2,110.83	5,272.95	8,280.07	5,543.51	43,450.14	16,850	
	人工林	27,831.79	1,484.94	1,601.04	1,892.02	1,637.17	810.81	451.79	1,497.52	4,859.01	7,235.62	3,886.44	2,475.42	7,891	
	育成単層林	26,697.05	1,441.93	1,556.54	1,826.72	1,575.61	786.30	405.93	1,446.51	4,783.49	7,148.85	3,684.63	2,040.53	7,559	
	育成複層林	1,134.74	43.02	44.50	65.30	61.56	24.52	45.86	51.01	75.52	86.77	201.80	434.89	332	
	天然林	45,969.98	143.75	147.39	340.08	311.45	59.51	264.32	613.30	413.94	1,044.45	1,657.08	40,974.72	8,958	
	育成単層林	510.27	48.67	48.22	52.25	14.99	0.00	54.24	236.85	14.06	32.10	0.94	7.95	104	
育成複層林	3,812.35	48.37	47.99	135.21	114.95	0.00	138.14	215.49	219.33	213.08	101.36	2,578.44	942		
天然生林	41,647.36	46.71	51.18	152.62	181.51	59.51	71.94	160.97	180.55	799.27	1,554.78	38,388.33	7,913		
IX 分期	総数	73,806.77	1,702.82	1,675.72	1,833.71	2,715.62	1,178.75	457.22	1,135.18	3,623.95	6,650.79	7,570.69	45,262.32	17,015	
	人工林	27,723.52	1,551.28	1,529.01	1,693.13	2,143.49	1,129.94	265.67	711.97	3,120.65	5,972.73	6,161.57	3,444.08	7,983	
	育成単層林	26,563.72	1,504.08	1,487.13	1,642.53	2,075.50	1,073.51	219.14	664.41	3,055.36	5,886.29	5,992.05	2,963.		

○ 第I分期及び第IX分期期首の人工林齢級別面積



第I分期期首（平成31年）



第IX分期期首（令和41年）

注 齡級は、林齢を5年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を1年生として、1～5年生を「1齡級」と数える。

7 その他

(1) 国有林の地域別の森林計画の沿革

樹立時期	区 分	計画期間	
平成3年12月	一斉樹立	自 平成4年4月1日 至 平成12年3月31日	8年
平成6年12月	經常樹立	自 平成7年4月1日 至 平成17年3月31日	10年
平成9年12月	一斉変更	自 平成7年4月1日 至 平成17年3月31日	10年
平成10年12月	一斉変更	自 平成7年4月1日 至 平成17年3月31日	10年
平成11年12月	經常樹立	自 平成12年4月1日 至 平成22年3月31日	10年
平成13年12月	一斉変更	自 平成12年4月1日 至 平成22年3月31日	10年
平成15年12月	一斉変更	自 平成12年4月1日 至 平成22年3月31日	10年
平成16年12月	經常樹立	自 平成17年4月1日 至 平成27年3月31日	10年
平成21年12月	經常樹立	自 平成22年4月1日 至 令和2年3月31日	10年
平成23年12月	一斉変更	自 平成22年4月1日 至 令和2年3月31日	10年
平成26年12月	經常樹立	自 平成27年4月1日 至 令和7年3月31日	10年
平成28年12月	一斉変更	自 平成27年4月1日 至 令和7年3月31日	10年
平成30年12月	一斉変更	自 平成27年4月1日 至 令和7年3月31日	10年
令和元年12月	經常樹立	自 令和2年4月1日 至 令和12年3月31日	10年

(2) 担当者の役職及び氏名並びに樹立に従事した期間

職 名	氏 名	樹立に従事した期間
計画課長	添谷 稔	平成 31 年 4 月～令和元年 12 月
流域管理指導官	相馬 勝則	平成 31 年 4 月～令和元年 12 月
計画課長補佐	田中 邦子	平成 31 年 4 月～令和元年 12 月
森林施業調整官	小野寺 剛	平成 31 年 4 月～令和元年 12 月
計画調整官	松浦 博文	平成 31 年 4 月～令和元年 12 月
企画係長	伊藤 誠	平成 31 年 4 月～令和元年 7 月
企画係長	曾和 伸介	令和元年 8 月～令和元年 12 月
経営計画官	畠山 一成	平成 31 年 4 月～令和元年 12 月
企画係員	安藤 竜介	平成 31 年 4 月～令和元年 12 月